
令和7年 第2回(定例)周防大島町議会 会議録(第2日)

令和7年6月25日(水曜日)

議事日程(第2号)

令和7年6月25日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(14名)

1番 占部 智子君	2番 浅原 賢潤君
3番 山根 耕治君	4番 栄本 忠嗣君
5番 岡崎 裕一君	6番 山中 正樹君
7番 白鳥 法子君	8番 田中 豊文君
9番 新田 健介君	10番 吉村 忍君
11番 久保 雅己君	12番 小田 貞利君
13番 尾元 武君	14番 荒川 政義君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 岡原 伸二君	議事課長 林 祐子君
書記 末武 良浩君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 藤本 浄孝君	副町長 …………… 山中 茂雄君
教育長 …………… 星野 朋啓君	病院事業管理者 ……… 石原 得博君
総務部長 …………… 木谷 学君	産業建設環境部長 ……… 松村 浩君

健康福祉部長	……………	中村 晴彦君	下水道部長	……………	藤本 倫夫君
統括総合支所長	……………	辻田 建一君	会計管理者	……………	宮崎由紀子君
教育次長	……………	中原 藤雄君	病院事業局総務部長	…	木村 稔典君
総務課長	……………	梅木 義弘君	財務課長	……………	今尾 勝則君
政策企画課長	……………	堀脇 国輝君	空家定住対策課長	………	神戸 和雅君
農林水産課長	……………	大久保弘史君	福祉課長	……………	濱中 靖夫君

午前 9 時 30 分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第 1. 一般質問

○議長（荒川 政義君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問の通告は 8 名であります。通告順に質問を許します。9 番、新田健介議員。

○議員（9 番 新田 健介君） 改めまして、皆様、おはようございます。新田健介でございます。

本日も、まず発言の機会をいただきまして感謝申し上げます。見渡しますと、執行部の方々も変わりまして、初めての定例会の一般質問、どうぞよろしくお願いします。

ちなみに、今日はピンクのアロハシャツで来ようと思ったのですが、町長、そして教育委員会総務課長、ピンクのアロハシャツだったので、かぶらなくてよかったなというのが、まず最初の思いでございます。

では、早速ではございますが、通告に従いまして質問させていただきたいと思います。

近年、学校施設などにおきまして、不審者が侵入したとする事件が頻繁に報道されております。場合によっては、生徒や先生方の身に危害がおよぶケースもあり、身体への影響はもちろんのこと、精神的なダメージも深刻でございます。

本町においても、いつ何どき発生するか分からない状況にあることから、学校への不法侵入者や犯罪、事故から子ども達や先生方を守るため、防犯カメラや非常通報装置設置などの安全対策は、抑止力として必要であると考えております。

これまでの全国での様々な事案を受けまして、文部科学省では令和 5 年度から不審者の学校侵入防止対策の強化を決定いたしております。

一例としましては、不審者の学校侵入防止のため、防犯カメラや非常通報装置等の整備について、補助率を 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げております。さらには、補助の下限額も、これま

での400万円から100万円に引き下げ、総務省においても地方財政措置を拡充する意向を示し、防犯カメラ等の設置、導入を進めやすくしております。

これら整備にかかる集中支援期間は、令和5年度から令和7年度までとなっており、早急の対策が望まれるところでございます。

そこで、今回は幾つか質問させていただきたいと思っております。

まず、現在の本町の小中学校、そして保育園の防犯カメラ、非常通報装置の設置率はどのくらいになっているのか。防犯上の観点から、どこについているかなどの詳細は伏せていただいて結構でございます。

続きまして、設置している学校があれば、そのカメラは誰がどのように管理・運用しているのか、お答えください。

また、事件が発生した場合、警察等との連携についてはどのようになっているのか。さらには、小中学校では不審者の侵入などに対し、どのような訓練や対策を行っているのか、お伺いいたします。

続きまして、教育委員会は、先に述べました文部科学省の学校侵入防止対策の強化につきまして、令和5年度から3か年の集中支援期間の補助制度を認知されていらっしゃるのかどうか、お答えください。

最後になりますが、保育園に関しても、防犯カメラ等設置にかかる補助は、今後御検討いただけるのか、お答えをいただきたいと思います。

以上、御答弁のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 星野教育長。

○教育長（星野 朋啓君） おはようございます。新田議員の学校施設等（小中学校・保育園）の安全対策についての御質問にお答えいたします。

昨今、不審者侵入、児童生徒への声かけ事案、器物破損といった学校内外の安全を脅かす事案が発生しており、児童生徒の安全の確保は、これまで以上に重要な課題となっております。

御指摘の防犯カメラ等の設置は、犯罪の未然防止や解決の一助となることから、学校の安全を向上させるうえで有効な対策の1つであると認識しております。

1点目の現在の本町の小中学校の防犯カメラ、非常通報装置の設置率についての御質問ですが、防犯カメラについては設置済みの学校もありますが、未整備の学校が多い状況であります。非常通報装置につきましては、設置した学校はありません。

2点目の設置している施設のカメラは、誰がどのように管理・運用しているのかの御質問についてお答えします。

設置済みの学校のカメラは児童用の玄関内に設置しており、職員室内のモニターで監視できる

ように運用しております。

3点目の事件が発生した場合の警察等との連携について、また、事件が発生した場合、どのように対応することになっているのかについての御質問ですが、学校では緊急事態に備えて、全ての学校において危機管理マニュアルを作成しております。交通事故や火災、気象災害等様々な事態について、教職員が的確に判断し、円滑に対応できるよう役割を明確にし、児童生徒の安全を確保する体制を確立しております。

不審者対応については、警察にちゅうちょなく連絡する必要があると文部科学省の学校の危機管理マニュアル作成の手引きに示されており、町内全ての小中学校の危機管理マニュアルにも、不審者確認時の警察への速やかな連絡についての明記があります。

事件発生時の対応につきましては、児童生徒の安全を第一に考え、避難誘導や安否確認をする者、不審者に対応する者等の役割を明確にしており、事件発生後の心のケアへの体制も整えているところです。

4点目の日頃からどのような訓練や対策を行っているのかについての御質問ですが、危機管理マニュアル等に基づき、各学校において火災訓練、地震訓練、不審者対応等訓練をそれぞれについて計画的に行っております。訓練の際には、避難経路、児童生徒の安否確認の方法、教職員の役割分担などを明確にして実施しているところです。

不審者対応訓練につきましては、不審者役の人物が実際に学校に侵入し、教職員が対応している間に児童生徒を安全な場所に避難させるという流れで行っております。訓練後には警察の方から評価と防犯についての指導を受ける場合もあります。

また、子ども達への予告なしで訓練を行うなど、訓練がより実践的になるよう配慮もしているところです。日頃からの防犯対策としましては、発達段階に応じた危険を予測し行動する学習や、校内及び通学路の安全点検も実施しているところです。

5点目の教育委員会は文部科学省の学校侵入防止対策の強化について、令和5年度から3年間の集中支援期間の補助制度を認知していたのかについての御質問ですが、このことについては把握しております。文部科学省が令和5年3月17日付事務連絡で、不審者の侵入事案を受けた学校安全の確保に向けた対策についての文書を発出しており、山口県教育委員会を通じて令和5年3月23日に受理し把握したということでもあります。

6点目の今後防犯カメラ等の設置を考える場合、そのスケジュールについての御質問ですが、設置する判断をし、決定した場合のスケジュールとしましては、まず、防犯カメラの設置箇所や設置台数について学校の意見を求め調整を行います。その後、事業費やランニングコスト等について調査し、予算取りを行うこととなります。

今後、防犯カメラや非常通報装置等、防犯機器の設置について、学校現場の意見を取り入れな

がらしっかりと検討してまいります。

○議長（荒川 政義君） 中村健康福祉部長。

○健康福祉部長（中村 晴彦君） 新田議員の学校施設（小中学校・保育園）の安全対策についての御質問のうち、保育園の関連についてお答えいたします。

保育園においては、現状、防犯目的ではなく、園児の安全対策としてうつ伏せ等による窒息死監視や見守り機能を強化することを目的に、平成28年度国庫補助金を財源として、希望のあった保育園に対し、保育室内にカメラを設置しております。

現行のカメラの運用は、常時稼働しており、保育士が保育室にいない場合でも、遠隔で園児の監視ができるようになっていきます。このことにより、保育士の負担軽減にもつながっています。また、カメラには録画機能がついており、保育室内で何かあった場合、録画データを確認することにより、日時の特特定や状況を確認することができます。

なお、防犯を目的としたカメラの設置については、今後、国、県の補助金や交付金を活用し、各園と協議したうえで検討したいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） 御答弁ありがとうございます。

まず、それでは順を追って再質問させていただきたいと思います。

御答弁ありました、現在、小中学校で設置されている所は少ないようでございます。私自身も先般、町内のほとんどの小中学校を回ってきました。先生方にヒアリングをしたところ、あれば安心だという意見も少なからずございました。

そういった中で、未設置の学校が多いこの現状を教育委員会として、いま一度、どのように感じていらっしゃるのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 星野教育長。

○教育長（星野 朋啓君） 今の御質問にお答えいたします。

未設置の学校が多いということについてですけど、本町におきましては、先ほどの訓練をしっかりしようということを大事にまいりました。具体的に言えば、例えば2種類あると思っていて、最初から危害を加えようとして入ってこられた場合は、カメラがあってもどうにもなりません。そのときは教職員がどう動くか、あと子ども達がどのように逃げるかということが非常に大事になってきます。

私も学校を回ります。例えばゴールデンウィークのときに明新小学校に行きました。グラウンドを見るとジャングルジムがあります。犯人が来たときに、小さい子どもが時間を稼ぐところとして、ジャングルジムは非常に大事です。さらに土管をトンネルのように地中に埋めたところもあります。そういうところにも隠れることができます。

このような所は、昔はかくれんぼや鬼ごっこをやっていました。あれは防犯にとってとても大事だと思うのですが、そういうことをやりながら、どこに逃げたらいいというのを子ども達が理解していたのですが、今なかなかそれが学校でできなくなったり、非常にけがをするリスクがあるということで難しかったりしているのを、こういう訓練を使って危機管理は子ども自身でできるようにしなければいけないと考えているところです。

例えば日頃、窓から出てはいけないという指導を学校はします。ですが、例えばそういう危害を加えようとした人が入ってきたときに、窓から飛び出なければいけないこともあるわけです。どの窓から出たら安全なのかということは、日頃からそういう意識を持っていなければ対応できないと思っています。

学校で行う通常の安心・安全の指導と、こういう危機対応というものは分けて考えるべきだと思っています。その訓練をしっかりしよう。そこもマネジメントだということでお伝えしながらやっておるところです。

実際にこういう事案が起こったときに、校長先生方には全部それを知らせて、もう1回、危機管理体制を確認してくださいと伝えているところでもあります。そこに重点を置いてきたというところでもあります。

ただし、今回、新田議員からの、防犯カメラがあったほうがいいのではないかという御意見は、大変重要に考えております。これはたくさんの議員に教育活動に関わっていただいて、学校にも来ていただいて、そこで問題意識を持たれたことでもあると思うので、何とかそういう体制ができないかと検討はしていきたいと思っています。

以上であります。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） 非常に分かりやすい御説明ありがとうございます。後ほど私もこの防犯訓練、あるいはマニュアルについては、質問させていただきたいと思いますので、質問を変えまして、防犯カメラが未設置の小中学校が数ある状況の中で、そこからの要望というものはなかったのかどうか、その点、お答えいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） 新田議員の御質問にお答えいたします。

学校からの要望はなかったのかということでございますけれども、これまで校長会等を通じての要望はございませんでした。

それから、予算の編成時期になる前、毎年8月頃に各学校の要望に基づいて、学校施設の修繕箇所とか要望箇所等を確認して回りますけれども、そのときも特に学校からの要望というのはございませんでした。

教育委員会内部では、防犯カメラの設置について協議・検討したこともございましたけれども、これまで要望がなかったというところで、設置には至っていなかったという状況でございます。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） 各学校、多分予算も限られている中で、どうしても様々な備品の購入が、先に行くこともあると思います。今、御答弁ありました教育委員会の中では、そういう話もあったということで、できれば各学校の備品として上げていくとかいうことではなくて、教育委員会が主導で、やるのであれば一気にやっていくべきだと思いますので、その辺は御検討いただきたいと思います。

次に質問しておりました、設置されている学校もあったということで御回答もいただきましたが、私もその学校を見に行きました。実際にカメラ自体は運用が非常に簡易なものだと思います。上書きでずっと保存されるという、先生方の御負担もないものだと思います。

この質問の意図としては、先生方の業務がいっぱいの中で、それ以上に運用面で負荷をかけたくないという思いがあって質問させていただきました。

これは、防犯カメラをつけていただけるであろう前提でいろんな質問しているのですが、既に総務課所管で公共施設などに設置していると思いますので、その辺のアドバイスをいただいて、できるだけ簡易なものを設置、次年度ぐらいにするであろうと思っております。

何らかの補助金をいただいて、きっと進めていくのであらうと思っておりますが、導入のその費用というのは補助が出ますけれども、その後の維持管理経費に対しての補助というのはなかなかないと思いますので、当然、導入後の電気代はもちろん、それは致し方ないとして、メンテナンスだったり保守点検、そのあたりを考慮して、導入を進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

質問を変えまして、次、教育長が先ほど触れられました訓練とか防犯マニュアルについて質問させていただきます。

冒頭にも触れましたが、教育委員会でも文部科学省の学校侵入防止対策の強化、これは認知されていらっしゃるということで、この文章中に危機管理マニュアルの総点検に関してというのがございます。これは文部科学省では、各学校の設置者において実施することを求めています。すなわち学校に任せるのではなくて、設置者である教育委員会が主導で進めるべきと私、解釈しておりますが、このあたり、しっかりと旗を振って実施されているのか、もう1度お答えをいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） 新田議員の御質問にお答えいたします。

危機管理マニュアルの見直しとか総点検についてでございますけれども、各学校において毎年

見直しを行っているところでございますけれども、この見直しにつきましては、教育委員会が確認、指導を行っております。

本年度につきましても、令和7年4月8日に教育委員会より各小中学校へ危機管理マニュアルの見直し、作成についての依頼を行っており、令和7年5月末までに全ての学校が危機管理マニュアルを教育委員会へ提出しております。

教育委員会におきましては、危機管理マニュアルの内容につきまして、担当責任者が明記してあるかとか、不審者侵入防止への取り組みは十分かなど、チェックリストを活用しながら確認を行い、必要に応じて改善するよう指導や助言をしているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） 危機管理マニュアルに関しては、毎年、教育委員会でもらって、それをチェックするということは理解できました。

これがそもそも、例えば一小学校があつて、毎年のようにそれが来るわけですよね。そんなに劇的に変わるものなのかどうなのか。どういうチェックをして、逆に言ったら、チェックして教育委員会内で終わるのではなくて、教育委員会としても足を運んで、それが正しいかどうかは、なかなか判断できないと思いますけれども、これでいいのかというのを何年かにいっぺん、実際に現場に行くことが私は重要だと思うのですが、そういうことはされていらっしゃるのか。

それと、先に申しました、毎年、危機管理マニュアルが来て、チェックする、どれぐらいその内容が変わるのか、そのあたりを教えてください。

○議長（荒川 政義君） 星野教育長。

○教育長（星野 朋啓君） 御質問にお答えいたします。

チェックリストというか、危機管理マニュアルというのは型があります。元となる型があります。これは県の教育委員会も示していて、そういう型を元につくるのですが、私が言っているのは、学校の校舎の形とか、さっき申しましたような遊具がどこにあるかとか、あと生け垣がどのように配置されているかとか、学校によって対応、全て変わってくると思います。

校長先生が新しく入られたときにどう思いますかと、どのようにしますかというのは、私が校長会等でお聞きします。そして、私が犯人の視点で、結構日頃から学校訪問というのが年に何度もあります。そのときに、私も必ず2回ぐらい行くのですが、そのときに防犯のことについては言います。

あと自分も学校を歩くと、ここの廊下のここが引っかかってけがをするかもしれないとか、そういうこともチェックをするようにしています。学校に教育委員会の課長、指導主事はたくさん出ている、ほぼ毎日、教育委員会に誰もいないのです。

そういう状況でやっておりますので、それで気づいたことをフィードバックして、この危機管理マニュアルも改善していくということで、微調整して赤で直して、次の年、またそれが変わって出てくるという形で、それを確認するという形で少しずつ変えていくし、校長先生が新しい目で見ると、大幅に変わることもありました。こういう新しい目というのを非常に大事にしたいと考えているところです。

以上であります。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） 非常に安心できる御答弁でありました。私もこの文面に書いていることが、教育長のおっしゃるとおりで、各学校、避難するための動線、避難経路、当然異なります。それを学校教育課課長及び教育長なりが足を運んでいただいて見てくださっている、ありがたいと思います。引き続き、これはよろしく願いいたします。

これはまた違う質問になりますが、校長先生をはじめとした多くの先生方は、大体3年前後で異動になる現状があると思います。そういった状況の中で、今出ております危機管理マニュアル、本町、全小中学校、高等学校に協議会がございます。地域に基本的にずっといらっしゃるであろう委員の方々、あるいは見守り隊の方々、さらには地域の方々、これ制限をかけていかないと、誰でも彼でもというわけにはいかないので、この辺はしっかりと選択をしていって、この方々と一緒に地域ぐるみで学校、先生、生徒を守っていくという考えが私は必要なのではないかと思っております。

今後の各校の学校運営協議会などにおいて、協議事項として検討提案というものを、防犯に関するマニュアルだったりとか、例えば一緒に防犯の訓練をするとかいうことを、検討提案をコミュニティスクールの中で教育委員会からしていただけるものなのか、お答えをいただきたいと思っています。

○議長（荒川 政義君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） 新田議員の御質問にお答えをいたします。

地域の方々や学校運営協議会の御協力をいただいてということでございますが、危機管理マニュアルの点検、見直しにつきましては、学校運営の参加や御支援、御協力をいただいております学校運営協議会の皆様、それから地域の皆様の御意見を反映させていくことは大切なことだと思っております。

実際訓練の際には、学校運営協議会の委員にも支援をいただいているところもございます。かなり効果的な取り組みになっていると思っております。

今後、そういった地域の皆様や学校運営協議会の皆様にも御協力をいただくことも大切なことでございますので、校長会等へも提案をしていきながら、今後検討をしまいたいと思ってお

ります。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） ありがとうございます。私自身もそうではありますが、ここにいらっしゃる議員の何名かの方も、学校運営協議会の委員でいらっしゃると思います。

私、この学校運営協議会の委員として、常に思いとして一番にあるのは、先生方の応援団でありたいと思って、この運営協議会の委員をしております。そういった意味でも、何らかの助けになるようにやっていきたいと思いますので、また、地域協育ネットも出来上がって、その会長も仰せつかっておりますので、その中でもこういった議題を取り入れていきたいなと思っております。

長々と訓練に関して話してきたのですが、全ての小中学校で基本的に行われており、そのあたりは安心をしました。

今回の質問では、防犯カメラの設置ということで、これは機械の導入のお願いをしているものではありますが、機械の話ではなくて、実際に日頃から事案が起こった場合に対応できるように備えておくことが重要であるし、それは教育長からもそういう御答弁もありましたし、安心はしました。

毎年、新しい先生方も着任される中で、都度訓練、やっぱり繰り返し行わないといけないと思います。全職員が共通認識を持って、この防犯にあたることが重要であることは言うまでもございません。

防犯カメラは、あくまでも犯罪などを抑制する装置ですから、これはこれで重要なのですが、実際何か起これば、先生方を含めて、その対応にあたるのは人間です。有事のときにしっかりと対応できるように、引き続き、日頃から各校における防犯意識を高めておいていただきたいなと思っております。

もう1つ、質問ですが、これ可能であればお教えいただきたいのですが、本町では防犯カメラの設置、あるいは運用に関する要綱は既にあるのかどうなのか、お教えてください。これは総務課も関わってくるかもしれませんが、もし分かればお教えてください。

○議長（荒川 政義君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） ただいまの新田議員の御質問でございますが、教育委員会部局におきましては、防犯カメラの設置に関する要綱等は、今のところはございません。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） 教育委員会部局は要綱はないということでしたが、町としましては、

まちなかに防犯カメラを設置しておりますので、そちらの要綱は、既に作成して運用しております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（９番 新田 健介君） ありがとうございます。私も勉強不足で申し訳ございません。町にはあるということで、いろいろ調べておりますと、個人情報の問題などもおっしゃるとおりあると思う。

例えば、松山市では、小中学校幼稚園防犯カメラの設置及び運用に関する要綱を作成しておりました。この要綱をもって、個人の権利利益の保護などに配慮するということでつくってありました。

また、これは相談しながら、あくまでつける前提でずっと話しておるのですが、これらも判断材料としていただきたいと思います。

あともう数問だけ、５番目の質問なのかな。教育委員会では、学校侵入防止対策の強化の３か年の集中支援期間、これは認知されていたということであったのですが、そういった中で私の中では有利な補助があったのにとこの思いがあるのですが、何も動かれなかった理由があれば、教えていただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） 新田議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどから申し上げておりますが、各学校において不審者等の訓練を実施しておりました。この訓練を重視しており、危機に対しての訓練で対応してまいりましたので、これまでは防犯カメラ等の設置については至っていなかったという状況でございます。

しかしながら、全国的に発生しておりますこの事案を受けまして、児童生徒の安全確保と学校環境の保全のためには、防犯カメラの設置というのは必要であると考えております。設置に向けましては、米空母艦載機部隊配備の特別交付金が対象になると聞いております。

ただ、この特別交付金につきましては、他の事業での活用や基金への活用とか充実に充てておりますので、実際、この特別交付金を活用して設置できるかどうかにつきましては、庁舎内で十分協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（９番 新田 健介君） ありがとうございます。令和７年度に文部科学省の補助制度が終わったとしても、様々な補助メニューの中から御検討いただけるということで、引き続き御検証をお願いいたします。

最後に、保育園に関しても御質問を出させていただいておりますので、御答弁にありました平成28年度、安全面を考慮して、室内にカメラを設置しておることだったのですが、今後はこの防犯面を考慮した防犯カメラの設置を、国や県の補助を活用しながら検討していきたいという旨の御答弁だったと思うが、現状、何か考え得る補助メニューなどがあれば、お教えいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 濱中福祉課長。

○福祉課長（濱中 靖夫君） 新田議員の保育園関連の防犯カメラについての再質問にお答えをいたします。

今後設置を検討するうえで、何か国の補助や交付金の財源の候補がないかということですが、こども家庭庁所管の就学前教育・保育施設整備交付金というのがございまして、そのメニューの中に防犯対策強化にかかる整備の経費として、防犯カメラの設置という項目がメニュー内にございます。

先ほど中村健康福祉部長が説明をいたしました但、今ついているのは安全目的のカメラです。このときも交付金を活用して設置をしたのですが、この設置をする際にもやはり園と協議をしたうえで、希望を取って、希望のあったところに設置をしたところでございます。希望を取った際に、中には園児や保育士のプライバシーに関わるということでちゅうちょして、設置に至らなかったところもございました。

今後、防犯カメラの設置に向けては、園長集会等でしっかりと園と協議したうえで、ニーズを聞きながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） ありがとうございます、引き続き、子どもの安心・安全のための防犯カメラの設置補助もお考えいただいて、また既に導入されていらっしゃる安全面を考慮してのカメラ、以前は手あげしてなかったところも、そういうまた聞き取りの中で、やっぱり欲しいなというところもあるかもしれませんので、そのあたりを含めて、まずはしっかりと各保育園に聞き取りをいただきたいと思います。

以上で質問は終わりますが、まとめに入りたいと思います。

防犯カメラや非常通報装置を設置することで、当然、全く犯罪がなくなるわけではございませんが、抑止力になるものと考えられます。

これは子ども達を守るだけではなくて、本町においては若い先生方も多く、特に今、最後に濱中福祉課長が御答弁をされた保育園などに関しては、女性の先生方も多いことから、働かれていまする方の安心・安全のためにも必要であると思ひます。

また、今回は小中学校や保育園などの施設に対する防犯カメラの設置を提言してまいりましたが、今後は死角となるような通学路、あるいは公園、そういったところにも設置を考えていくべきなのではないかと考えております。

これらもあわせて、ぜひとも前向きな検討を期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、新田健介議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、3番、山根耕治議員。

○議員（3番 山根 耕治君） 今日は、海はわたしの金魚鉢ということで、金魚を泳がせております。それはそれとして、本日の質問は、来年、令和8年に控えております大島大橋の架橋50周年についてということでございます。

今日が令和7年6月25日で、大島大橋の開通が49年前の7月4日で、本当にみんな開通を控えて大変だったのだらうというのを今日、こちらへ来るときに大島大橋の脇を通りながら思ったところでございます。

それに先立って、6月29日にはしあわせ橋という歌が発表、発売されました。このしあわせ橋という歌は、御存じの方も多くいらっしゃると思うが、その当時の大島郡町長会が星野哲郎先生に作詞を依頼しました。そして、当時、本当にトップアイドルでいらっしゃった水前寺清子さんが歌って、発売になったものでございます。

昨年ですけれども、そのしあわせ橋について調べてほしいという依頼を、とある放送局から受けまして、その頃の旧4町の広報紙を調べたことがございました。

余談にはなりますけれども、その放送の後に担当したアナウンサーの方から、ご当地ソングというのは、大体が作詞作曲する者も歌手も、片手間で仕上げる人が多いのですけれども、このしあわせ橋という楽曲は星野哲郎先生、しっかりと作り込んでおられて、水前寺清子さんは本当にお忙しかったはずですが、相当に歌い込んで、しっかりと自分の歌にしておられて、これはご御当地ソングの枠というものを超えた、本当にすごい歌ですねという感想をいただきました。

当時の各町の広報を見ますと、架橋の前日、昭和51年7月3日、大島商船高等専門学校で開催された、しあわせ橋発表会の記事があります。当時、大島郡町長会会長の栄本忠一東和町長の挨拶に続いて、水前寺清子さんによるお披露目がありました。

それに続きまして、ミス大島大橋コンテストの結果が発表されまして、優勝者にはハワイ旅行の目録が贈呈されたことが紹介されております。

そういった公式の行事でミス・コンテストを開催するというのは、令和の御代におります私ど

もからすると、これは不適切じゃないかという、そういう感じもするのでありますけれども、当時の各町の広報紙からは、多少、羽目を外したところはあったとしても、町民の悲願であった大島大橋架橋が実現したことへの喜び、それから熱気が伝わってきますし、当時、小学校高学年でありました私も、ああ、そういう感じがあったかと、本当に懐かしく思い出しますのであります。

今の私どもにとりましては、大島大橋があるのがあたり前でございまして、橋のないことというのは考えられない生活を送っております。しかしながら、数年前の貨物船衝突事故の際には、大島大橋の存在の大きさを町民の誰もが突きつけられることになりました。

もちろん大島大橋を管理するのは山口県であります。しかしながら、私ども周防大島町民にとって大切な橋であります。山口県では大島大橋強靱化計画を策定して、これからも長く大島大橋が使えるように対策していることと承知しております。

しかしながら、関係者の方にいろいろ聞いておりますと、もう向こう十数年にわたって、本当に毎日、年がら年中、何らかの工事が続くのではないかということで、物には寿命というものがある以上、現在の大島大橋の次のことも考える必要があると思います。

架橋50年というのは、そういったいろんなことの1つの節目であろうと思います。2年ぐらい前から、町民の方々から、いろんな方から、この大島大橋50周年、町はどんなことを考えているんだろうか。式典とかはされるのでしょうかけれども、こういった行事を考えておられるのかという質問を受けることがございました。当然、しっかりとお考えのこととは思いますが、今日御質問するものでございます。

以上を踏まえまして、以下の2点について質問いたします。

まず、町民の多くが期待しております、架橋50周年の町の事業について、町の考え方を教えてください。

それから、大島大橋の今後、点検や補修、さらには架け替えなど、今後の持続についての町の考え方を教えてください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 山根議員の大島大橋架橋50年の事業についての御質問にお答えをいたします。

大島大橋は5年の歳月と99億円の巨費を投じ、日本道路公団により昭和51年、西暦1976年7月4日に一般有料道路として完成し、昭和62年、西暦1987年の6月1日に山口県道路公社に事業譲渡され、平成8年6月1日に償還期間満了により無料化され、以来、一般道路として現在に至っており、国道437号を構成する橋梁（長大橋）として、山口県により維持・修繕・その他の管理が行われております。

平成30年、西暦2018年10月22日に発生をしました、ドイツの大型貨物船の橋桁衝突事故は記憶に新しいところですが、この事故以外に、通行規制が行われるような大きな事故や破損はなく、来年、令和8年に架橋50周年を迎えられますことは、山口県をはじめとする関係機関による適切な管理のたまものであり、関係各位に対しまして、この場をお借りして感謝を申し上げます次第でございます。

さて、架橋50年の事業についての町の考え方についてお答えをしたいと存じます。

具体的な事業として、今の段階でお知らせできるものはございませんが、これまでの50年を振り返るとともに、これからの50年を展望することができるような事業、いわゆるイベントができないか、関係機関と協議をしようと考えているところでございます。

次に、今後の大島大橋の持続についての町の考え方、こちらについてお答えをいたします。

前段でも申し上げましたとおり、大島大橋の維持管理は山口県が主体となって行うもので、県土木建築部道路整備課により、令和5年3月に山口県橋梁長寿命化計画が策定され、維持管理の指針や長寿命化に向けた橋梁ごとの個別補修計画も作成されておりますので、これに基づき、点検や補修などは適時・適切に実施をされていくものと考えているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（3番 山根 耕治君） それでは、少し個別に再質問していきたいと思います。

50周年の記念事業について、関係機関と協議のうえということで御答弁ございました。具体的にどういった協議を進めていく予定なのか、教えていただければと思います。お願いします。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 関係機関は、一応山口県を考えておりまして、今後、その機関とどういった取り組みができるかというのを考えていこうと思っております。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（3番 山根 耕治君） 山口県と協議をするということですが、町内にもいろんな団体等ございます。非常に架橋50周年に注目している方々もたくさんいらっしゃいます。そういった方々との協議は考えておられますでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） まず、県が管理している橋、長大橋ですので、まずは県と話をして、その後にそういった町の関係団体等々に広げていくということはあるかと思います。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（3番 山根 耕治君） まず最初に、県との協議ということでしたが、その県との協議はいつ頃始める予定、お考えでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 来年度の事業になりますので、予算の関係も伴うものがあるかと思いますが。なるべく早く話をしていきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（3番 山根 耕治君） なるべく早くということですが、冒頭申しましたとおり、令和8年7月4日、あと1年ほどで架橋の記念日になるわけでございまして、これが2、3年前だったら、それをお願いしますと言うのですけれども、スピード感を持ってやっていただかないと、多分もう間に合わなくて、町民の方の期待に応えられるような、そういった何か事業ができるとは到底思えませんので、ぜひここはスピード感を持って進めていただきたいと思います。

これ要望になりますけれども、実際にこういったことに関心を持っておられる、強い関心を寄せておられる町民の方、それから各団体ございます。そういったところとも早急に連携を取って、運営委員会のようなものを早急に立ち上げて、この事業についてはあたっていただきたいと思います。

架橋50年については以上で、それから今度、もう1つの大島大橋の今後の持続に関する考え方、そここのところについて御質問したいのですけれども、県がやることというのは、県の事業であって、県が主体的に対応することというのはよく分かるのですけれども、そこに対して、町として何か要望ですとか考えを述べることは考えておられますでしょうか。お願いします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 今後の橋の持続ということで御質問いただきましたけれども、町からは日々、機会あるごとに、山口県に国道の維持管理については要望を出させていただいているところでございます。

同じくこの大島大橋も、これからの老朽化ということもあります。長寿命化計画、ずっと努めていただいていることも私も承知をしておるのですが、さらに長く使えるようにということで、しっかりと維持管理をしていただくということを、まず県に要望をさせていただく。そして、県からまた国にも要望をさせていただく。しっかりと声を出して、そして汗をかいていこうと思っていますところでございます。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（3番 山根 耕治君） しっかりと要望は出していただきたいのですけれども、私が50年ほど前に、小学校の高学年のときに聞いていた話だと、橋の寿命は大体50年ぐらいを予想している。これは聞いた話ですから、本当にそうなのかどうか分からないのですけれども、大体50年ぐらいではないかというのを、周囲の大人たちが話していたのを聞いたことがございます。

その頃は、50年というのは遠い先のことだと思っていたのですけれども、実際に自分もそう

いう年になってきまして、それで今は強靱化計画、長寿命化計画、それは進めていただかないといけ
ないのですけれども、その次のことというのも、かなり早い段階から考えておかないといけ
ないことだと思います。

大島大橋総工費 9 9 億円というお話が、町長からございました。実際は橋の計画が立ち上がった昭和 4 5 年ぐらいには、総工費が 4 5 億円か 4 6 億円の予定で工事をはじめた。

ところが、間にオイルショックなどがあって、物価高騰があって、結局、結果は 9 9 億円と倍
以上の費用になったという話も聞いたことがございます。

かなり早い段階から、本当に 1 0 年どころではない、2 0 年、3 0 年前からそういったことは
進めておかないと、橋がいきなり使えなくなるということは考えにくいことではありますが、何か
あったときに、予算が全然ありません、何も考えていませんということでは、住民としても心も
とないところがございます。

ぜひ、このところは早め早めに、タイミングはあるとは思いますが、そこは町長、執
行部でタイミングを見ていただかないといけないとは思いますが、ぜひ早め早めのそうい
った対応をお願いしたいと思います。

今のところはそういう対応をする予定はないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 我々にとって、やはり大島大橋というのは非常に大切な橋です。もう人
流・物流にとってもまさに命綱でありますし、貨物船衝突事故のときには、我々は離島なんだな
ということを改めて思い知るような場面であったと思います。

そして、山根議員が今、橋の寿命は 5 0 年とおっしゃいましたが、県の長寿命化計画に
おいては、あの大島大橋を 1 0 0 年もたせようということで、ずっと計画をしていただいて、工
事、補修をしていただいていたところです。

その中で貨物船衝突事故がありましたけれども、その長寿命化計画を、しっかりと県でも維持
をしていただく。そして維持を続けていただくということを、まずこれはしっかりと要望してい
かないといけないことだと思います。

そして、そのさらに先を見てということも必要であるのですが、これは、議員おっしゃるとお
りに、すぐお願いします、すぐ大丈夫ですということにはなりませんので、こちらもしっかりと
ビジョンを持って、粘り強く要望していくということが大事だと、しっかりと心得ておりますの
で、そのあたりはしっかりと進めてまいりたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（3 番 山根 耕治君） 橋の寿命は 1 0 0 年ということで、今御答弁がございまして、そ
れは根拠があつての 1 0 0 年だと思いますので、私も少し安心したところではございます。町長

から今、御答弁ございましたとおり、大島大橋は、私どもの命綱というところがあります。

冒頭申しました、大島大橋架橋のときも、私は小学生でしたけれども、周囲の大人たちが本当にこれで大島が本土と地続きになったということの喜び、それからそのことへの熱狂、そういったものは今でも非常に覚えております。本土と地続きになったことがあたり前になって、相当長い年月たちますけれども、これがずっと続くように町もしっかりと要望等を上げていって、県としっかりと協議していただきたいと思います。

私からは以上であります。どうもありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、山根耕治議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時27分休憩

.....

午前10時40分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、栄本忠嗣議員。

○議員（4番 栄本 忠嗣君） 失礼いたします。議席番号4番、栄本忠嗣です。よろしくお願い申し上げます。

まず、1つ目の質問ですが、自治会への新たな支援策についてお聞きします。

高齢化、人口減が進む周防大島町では、今後存続が難しいと想定される自治会が増加傾向にあります。実際にいろいろな地区の方々から、今後自治会を運営していくうえでの不安の声をよく聞きます。

自治会内での雑草や雑木などを整備する作業を行う費用を自治会会計から支出しているが、以前より自治会の人数が減り、あわせて自治会振興奨励金が減ることで運営が苦しくなってきた。浄化槽の維持管理費が自治会会計を圧迫し、運営が苦しい。小規模な自治会では、開催している祭りや敬老会、盆踊り、慰霊祭等の行事の運営が高齢化、人口減により継続が難しくなっている。また、ほぼ同じメンバーで役員を回しているので負担が大きいなどの様々な声が届いております。

私が令和4年12月から令和6年10月まで約2年間所属しました地域活性化・害獣・防災対策特別委員会におきましても、自治会等の地域コミュニティに対し、新たな支援策の導入が議論されてきました。

委員会の中では、自治会単位での取り組みに対する支援金、地域活動に必要な設備・備品の費用の一部助成、ボランティア、サポーターを派遣する人的支援等、様々な提案がなされ、話し合

いがされてきました。

その中で執行部より、令和7年度から令和9年度にかけて、支援策の導入に向けて部や課を横断した全庁的な取り組みを検討するというお話がありました。

また、委員長報告でも、持続可能な地域コミュニティづくりに対して、支援策を講じる際に、全庁をあげた横断的な取り組みの検討とマネジメント体制の構築を、との提言が行われました。

現在、令和7年度に入りまして、そのような取り組みを既にはじめておられるのか。それとも、これからはじめようとしているのか。そのような動きはあるのか。

令和9年度までに具体的な支援制度を導入する予定であれば、少なくとも令和7年度中には、全庁的な取り組みとして部や課を横断して、職員の皆様が協議の場をつくり、話し合いをはじめていかなければ間に合わないのではないかと考えますが、現在の進捗状況を伺います。

続きまして、2つ目の質問ですが、先月、周防大島町が令和7年5月13日に日産自動車株式会社、令和7年5月22日に株式会社イズミとそれぞれ協定を締結したと各種メディアで報じられました。

令和7年5月中に期間を空けず、立て続けにメディアに報じられたことで、町民の関心も高いのではと考え、また自分自身もどのような協定の内容なのか、詳しく知りたいと考え、このたび質問をさせていただきます。

各社の発表によると、日産自動車株式会社は、災害時におけるEV（電気自動車）の活用として、町内で災害を起因とする停電が発生した際には、日産の販売会社の店舗に配備しているEVを避難所等の非常用電源として活用すると記載されております。

また、株式会社イズミは、連携事項6項目の中の1つに、地域の防災及び安心・安全な取り組みに関することをあげておられます。

防災対策におきましては、今後想定される南海トラフ巨大地震などに対し、町民の関心も非常に高く、町の施策に対して度々、一般質問や委員会における提言が行われてきました。

以前から町は、防災関連やそれ以外の分野でも企業と提携を結んでこられてましたが、先ほど申しあげたように、令和7年5月に2件、続けて行われるなど、最近になって企業との協定締結や連携が増えてきていると感じます。

その要因は、例えば防災関連であれば、限りある町の予算、人員だけでは対応できない部分を、信頼できる企業と協定を結ぶことにより補っていく。そして、いざ災害が発生したときに素早く対応し、被害を最小限に抑えていくというお考えではないかと考えますが、具体的に町は災害時に各社とどのように連携を取り、防災力を強化される予定かを伺います。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 私からは、栄本議員の自治会への新たな支援策についての御質問にお答

えをいたします。

現在、周防大島町では、自治会に対しての支援として政策企画課が行う自治会振興奨励金をはじめ、総合支所が担当する小規模地域共同利用施設整備事業や、小規模道路等整備事業などの支援を行っております。

また、前期の地域活性化・害獣・防災対策特別委員会において、地域づくり活動の担い手確保・育成と、地域（自治会等）と行政との連携・協働の2つの事業として取りまとめられております。

この2つの事業に対して、本年度から取り組む地域づくりにかかる事業もございますが、今後は、単体としての支援ではなく、多面的な支援につながるような対応と全庁的な取り組みができる体制づくりに向け、検討と調整をまいります。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 続きまして、企業との協定締結による防災力強化についてお答えいたします。

5月13日の日産自動車株式会社及び山口日産自動車株式会社との協定は、電気自動車を活用した脱炭素化及び強靱化に関する連携協定であり、また5月22日の株式会社イズミとの協定は、相互の連携を強化し、地域の活性化を図ることを目的とした包括連携協定でございます。どちらの協定も、議員御指摘のとおり、災害発生時の連携についての規定が盛り込まれております。

それでは、災害発生時における各社との具体的な連携についてお答えいたします。

両社とも、本町防災担当者との間で事務レベルでの連絡先を記した名簿をそれぞれが共有し、災害発生時において、必要な支援の要請や情報共有を迅速に行うことができる体制を整えております。

日産自動車との協定では、災害等により避難所等が開設され、町内において大規模停電が発生する恐れがある場合に、本町からの要請に基づき、同社が保有する電気自動車が無償で借り受け、電力不足が想定される避難所等で、電気自動車から電力の供給を受けることができるようになっております。また、借り受けた電気自動車の充電についても、日産自動車が設置・保有する電気自動車用充電スタンドを無償で使うことができることとなっております。

株式会社イズミとの協定では、災害時における支援に関する取決め事項を別に定めており、災害が発生し、または発生の恐れがある場合に、本町からの要請に基づき、同社が保有する物資を支援いただく内容となっております。支援物資については、食料品、飲料品、衣料、その他日常生活品、その他、同社で取扱いがある、または調達可能な物資と定められております。

また、物資の運搬についても、可能な限り協力いただける内容となっております。

なお、物資の支援にかかる費用については、災害による混乱が沈静化した後に、同社からの請

求に基づき支払うこととしております。

最後に、本町の災害に関する各種協定は、今般の2社との協定により30協定となりましたが、これらを有効に活用させていただくことで、本町の災害対応力のさらなる強化を図り、3つの重点施策のうち、安心・安全づくりにつなげてまいり所存でございます。

○議長（荒川 政義君） 栄本議員。

○議員（4番 栄本 忠嗣君） 御答弁ありがとうございます。

まずは、自治会の新たな支援策ですが、検討と調整を重ねるとの御答弁がありましたが、ぜひ近いうちに始めていただけたらと思います。

調べたところによると、令和7年3月31日付の町の自治会総数は205組織、30世帯以下の自治会数は94組織、率に換算すると45.8%、約5割近くの自治会が30世帯以下となっております。

繰り返しになりますが、今後の周防大島町にとって非常に重要な課題となりますので、今年度に協議の場を設けていただく。そして、来年度に具体的な支援策を決定していただき、予算を組み、再来年度である令和9年度に実施していただくようなスケジュールでお願いできたらと思います。

1つの例を出させていただきますが、昨年度、私が一般質問を行った高齢者等のごみ出し支援の導入についてですが、部・課を横断しての協議を今年度に入って始めていただきました。

大変ありがたいお話で、今後導入に向けて検討を重ね、実現に向かっていただきたいと願っておりますが、自治会の新たな支援策についても、大きな仕組みや制度を取り入れていただくということは簡単ではなく、一朝一夕ではなく、全庁的な協議を開始するというのは、執行部、そして職員の皆様に部・課を調整しながら、負担も負っていただきながら始めていただくということになります。

大変な面も多いと思いますが、ぜひ前向きな検討を始めていただき、そして実現に向かって皆様に動いていただきたいと思っております。

続きまして、企業との協定締結による防災力強化についてですが、御答弁から詳しく内容を知ることができました。非常によい取り組みであると感じました。

先ほども述べましたが、特に防災力の強化となると、もちろん町の最大限の努力は必要ではありますが、予算も人員も、今後いろいろな備えを行うにおいても、万全という状態になるというのは難しいと感じます。

その部分を補うために、企業と協定を結び、いざ災害が起こった際には、その企業の力も借りながら素早く対応していく。そういうことで人命を守る、被害を減らす、早期の復旧につながるなど、これはよい面しかないと思っております。

災害に対しての協定の締結とは違いますが、以前、これも私が一般質問で行った町内のE V充電器の設置に関しても、企業と提携して設置をしていただいております。

やみくもに協定を結んでいけばよいとは言いませんが、信頼できる企業と協定を結び、防災力やそれ以外の町の強化したい分野を補完していくということは、これからの周防大島町にとっても大変必要ではないかと考えます。ぜひこの取り組みを続けていただきたいと思います。

いただいた答弁に対してお願いという形になりましたが、最後に藤本町長にこの2つの質問に対しての総括をいただけますでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 淨孝君） 栄本議員から一般質問いただきました、まず自治会についてでありますけれども、周防大島町において、やはり自治会の活動というのは、地域活動の要だと思っております。自治会がしっかりと維持されて、そして自治会における、それぞれ要望であったり、そういったこともいただきながら、そして町においては、それをなるべく速やかに解決できるように取り組んでいくという、町と自治会の皆さんとの関係が出来上がっており、それをしっかりとつないでいくことが必要だと思っております。

皆さんの、各自治会の皆さんからいただく要望、全てが全部すぐにはかなえられるものではなく、優先順位等々がございますし、これがどういったことが必要であるかというお答えも、しっかりと出してまいりたいと思うところであります。

そして、これ以前になりますけれども、物価高騰であったり、新型コロナの対応の地方創生の交付金があった折には自治会費という、自治会の皆さんを支援するという形も取らせていただいたところであります。

そういった観点からも、町としても自治会の皆さんの活動をしっかりと支援できるように、そしてまた栄本議員御指摘のとおり、部・課をまたいで解決をできるように取り組んでいく体制が必要だと思っておりますので、それにも取り組んでまいりたいと思っております。

そして、企業と防災の取り組みということでございます。こちらも協定を結ぶ企業の皆さんとお話をさせていただく中で、やはり企業の皆さんにとっても、やはり地域の皆さんに貢献をしているということが、その企業のイメージアップ、そして企業の取り組みにも大きな役割を果たしているんですという、心強いお声もいただいております。

そしてまた住民の皆さんも、慣れ親しんだお店、また企業であられますので、安心感を持って、防災についても関係を強めていけると思っておりますので、この取り組みも積極的に広げてまいりたいと思っておりますので、御支援をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 以上で、栄本忠嗣議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、8番、田中豊文議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今回の1つ目、1点目が有機フッ素化合物P F A Sについてお尋ねをいたします。

全国的な関心が非常に高まってきておりまして、今後の対策強化というものも想定される中で、本町におきましても、町民の健康と安心・安全を確保するという観点から、地方公共団体の責務を果たすために、このP F A Sに対する、本町として町長部局、それから病院事業局、教育委員会を含めて、町全体としての認識と対応方法について御答弁をいただきたいと思います。

2点目は、情報公開等につきまして、本町におきます行政情報の提供、それから情報公開制度につきましては、主権者たる住民の信託を受けて活動する自治体としまして、情報提供、そして説明責任を果たすことができているのか。文書管理の観点も含めまして、日頃からどのような取り組みがされ、そしてその取り組みがどのような効果につながっているのかにつきまして、御答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 私からは、田中議員の水の安全に対する認識についての御質問にお答えをいたします。

まず、水道事業に関しましては、令和7年4月1日より柳井地域広域水道企業団、以下企業団と申しますけれども、こちらに経営統合をし、周防大島町の水道事業の運営が始まったところであり、安全で安心な水が安定して供給されていくために、これからも、町としてその運営に関与していかなければならないと考えております。

議員御指摘のP F A Sにつきましては、全国的にも関心が高まっており、各地で水質検査等が行われております。

本町における昨年度までの検査状況について、企業団に確認をしましたところ、本町旧水道課及び企業団において検査が実施され、いずれの結果も暫定目標値50ナノグラム・パー・リットルを下回っており、安心して御利用いただける状態であるとの報告を受けたところです。

しかしながら、検査結果の公表を行っていなかったとのことでした。また、企業団では、今年度も1回以上の検査を実施する予定であるとのことでしたので、結果の公表についても確実にを行い、住民の安心・安全に努めていただくよう要請をしたところでございます。

なお、これまでP F A Sの検査は、外部の検査機関に委託をしておりましたが、今年度中に企業団として検査機器を購入し、水質検査体制の整備を図る予定との説明も受けたところでございます。

今後も、企業団においては、水質の管理体制を強化するとともに、必要な情報の速やかな提供

に努めてまいるとのことでありました。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 続きまして、情報提供・情報公開・文書管理について、通告書の内容に基づき、御質問にお答えいたします。

1 点目の情報公開制度の理解を高める取り組みにつきましては、令和7年4月に改訂を行った情報公開事務の手引きにより、周防大島町情報公開条例の解釈と運用について定めておりますので、職員がこの手引きにより適切な情報公開事務に努めております。

また、庁内統一運用のための取り組みとして、情報公開制度の理解をより高めるため、令和6年11月に全職員を対象とした情報公開研修会を実施いたしました。

2 点目の使いやすい制度にするための取り組みにつきましては、公文書の特定に関する情報提供として、周防大島町公式ホームページにおいて公文書目録の公開を行っておりますが、公開状況は、電子決裁に対応した文書管理システムを導入した後の令和4年度以降となっております。

また、開示文書の内容に関する説明責任につきましては、周防大島町情報公開条例の目的に、町民の知る権利を保障することや、開かれた町政を実現することなどが規定されており、町の行う諸活動に対しての説明責任がありますので、情報公開の請求により開示した公文書の内容につきましても、責任を持つ必要があるものと認識しております。

3 点目の指定管理者の情報公開についてでございますが、指定管理者が、公の施設を管理するにあたって作成、保存した文書について、情報公開請求の対象となるものと考えますが、現状では指定管理者の保有する文書につきましては、条例や規則への定めはなく、基本的には指定管理の所管課に対して指定管理者から提出された文書を公開の対象としております。

現状の指定管理者には、株式会社や社会福祉法人、社団法人などの法人のほか、自治会や自治会内に組織する団体など様々な形態があり、中には町が設置した施設で収益性のない施設の維持管理をお願いしているケースもあります。

そのような状況であることから、一律的に情報公開の対象とすることで、指定管理者への負担となることが考えられるため、現状では、指定管理所管課が必要に応じて指定管理者との協定書の中で情報公開に関する規程の制定を促しているものであり、公開請求時には協定書の内容に応じた内容になるものでございます。

4 点目の文書管理についてです。文書管理規程における文書事務の原則については、同規程第3条に、文書事務は、適正かつ迅速に行うとともに、その処理の経過を明らかにするよう努めるものとする。と規定されております。職員は、この規定を遵守して文書事務に従事しているものと認識しておりますが、これまでに、この規程に特化した研修や啓発等は行っておりませんでした。よって、今後は、そういったことにもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、令和6年の情報公開訴訟の判決に関しましては、真正な議事録についての裁判所の判断が示されたものであると認識しております。同時に、文書管理事務に対する町職員の認識が不十分であったと、指摘されたものであるのではないかと感じたところでもございます。

公務員にとりまして、法令遵守が基本でありますので、先ほど申し上げました、法令や例規の遵守等の研修・啓発等への取り組みを強化・継続していくことが肝心であると考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） まず、P F A Sから再質問します。検査で目標値は下回っているということですが、もしお答えできれば、その検査値というのが幾らなのか。目標値が50ナノグラム・パー・リットルですか、それに対して実際の検査値がどれぐらいだったのかというところをお答えいただきたいのと、今はしていないけれど、今後検査結果を公表していかれる。それは柳井地域広域水道企業団に要請されたということだと受け止めたのですが、私が申し上げているのは町として、柳井地域広域水道企業団は水道事業者として、もちろん公表すべきだと思いますが、地方自治体の責任として公表するということも必要ではないのかというところをお聞きしたいので、その辺の御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいま田中議員の再質問のP F A Sに関するところをお答えいたします。

大変申し訳ございませんが、具体的な検査結果の数値については、まだ把握できておりませんので、回答はこの場ではできません。また確認をしたいと思っております。

それから、結果の公表を町として行うのかどうかというところですが、検査自体は、町が水道事業に関与できませんから、検査自体は柳井地域広域水道企業団に頼るしかございませんので、その結果が柳井地域広域水道企業団で公表された際には、リンクを貼る等の方法で、ホームページ等を通じた周知はできるのではないかと考えておりますので、リンクが可能かどうか等に関しましては、柳井地域広域水道企業団と協議をして進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 水道法でも、もちろん水道事業者の責務というのもありますけれど、地方公共団体としての責務も、責任が明確に定められておりますので、これはもう柳井地域広域水道企業団に全部経営統合したんだから、町としては全然関わりがないということではなくて、町としても主体的に、1つは情報発信のことを今言っていますけれど、水の安心・安全に対して、町民の方に対して、きちんと責任を果たせるような、情報発信に限らず、私は町の中に、

水のことを担当する課、事務分掌というのが、今どこか分かりませんから、今回も少し心配したのですが、どこかがこの水のことについて担当しますということが、明確にうたわれている必要があるのではないか。それぐらいの重要な問題だ。水道法でそうやって地方公共団体の責務が定められている以上、そこは無視できないのではないかとということで、そこは今後検討していただければと思いますので、これは要望でお伝えしておきます。

情報公開に行きますが、まず、今答弁でも少しありましたけれど、情報公開については、職員、部署に限らず共通の問題というか、誰もが共有しておかなければならないことだと思われませんが、情報公開法で規定する、そもそもの情報公開の意味というのは、どなたでもいいんで、情報公開はどこまでのことを、単なる今やっている情報公開の開示請求とか、そういう細かい話ではなくて、概念的に情報公開というのは何を意味しているのかというところ、簡単に結構なので、御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 情報公開とはということでございますが、本町の条例の目的に記されているとおり、町民の知る権利を保障するとともに、町の説明責任を明らかにすること、こういったことで町民の町政の参加を促して、町政に対する理解を深めるということが規定されております。原則は、これに基づくことが情報公開と認識しております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 町政についての説明責任を果たすと今おっしゃられましたけれど、それで理解を深める。結局、大きな目的は、それによって信頼を高めるというところに、条例にも理解と信頼を深めるとうたってありますので、行政の、町政の信頼を高めるということが大きな目的の1つで、そのために単に今やっている情報公開請求とか開示とか、そういう手続きはもとより、そのほかにも主体的に町から情報提供しますというようなこと、それから公表します、やられてはおると思いますが、私の見る限りでは、まだまだ改善の余地がある。もっと主体的に情報公開、公表をしていく努力が必要と思われます。

そんな中で、今この町の例規集を見ると、条例等のほかに、周防大島町情報公開検討委員会設置規程というのがある。これ私は初めて知ったのですが、こういう規程があるということは、この検討委員会というのはこの制度自体を、今言ったように町政の信頼を高めるために情報公開の情報公表を、情報提供を、こういったものをどうやって進めていくかということが、日々というか、恒常的に検討されている、継続的に検討されていると思われるのですが、この開催がどのようにされているのかについて、御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 堀脇政策企画課長。

○政策企画課長（堀脇 国輝君） 田中議員の周防大島町情報公開検討委員会設置規程の関係につ

いて、質問にお答えいたします。

周防大島町情報公開検討委員会設置規程については、町で情報公開制度について検討するために、情報公開検討委員会の設置が規程で定められておりますが、開催状況については、当課で把握している限り、現状においては開催した記録はございません。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（８番 田中 豊文君） 意外というか、情報公開制度、先ほどから言っていますけれど、制度とか情報公開自体について、検討することはたくさんあるのではないかと思いますのですが、それを検討するための委員会が開催されていないというのは、町としてはパーフェクトな制度と認識されているのか、ほかに理由があるのか分かりませんが、意外です。

課題はたくさんありますということを申し上げたいのですが、１つ、先ほど答弁がありましたけれど、指定管理者の情報公開についてお尋ねをいたしますが、御答弁では、指定管理者から所管課へ提出された文書は対象となりますということだと思っておりますが、それは、例えば実績報告とか請求書とか、そういう事務的な手続きで発生する文書しか対象にならないと受け止めたのですが。もう１つは、収益性のない施設に負担をかけたくないというのも、この情報公開の意味と全く違うのではないかと、そういうことで情報公開の対象にならないというのはちょっと的外れというか、意味を失っている。情報公開の意義を失っていると言わざるを得ないと思うのですが、その辺は、今もう１回御答弁で、そこはそういうことでよろしいのか。あくまでも実績報告で出された、収益性のある施設から実績報告等で出された文書しか開示対象になりませんということでもいいのか。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） まず、１点目の自治会等の収益性のない指定管理についての話でございますが、これについては情報公開の対象ではありますが、やはり自治会に正直無理をお願いして、施設の維持管理、公民館的な建物等の維持管理になるわけですが、そういった御負担をこれ以上おかけするものという気持ちもございました。

それで、今考えているのは協定書の中で、収益性等々がある団体について対象というか、町が保有している、提出いただいた文書について、情報公開の対象にしているというところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（８番 田中 豊文君） よく分かりませんが、私が申し上げたいのは指定管理者、自治会は気持ち的には分かります。自治会等にまで情報公開で文書を出せというようなのは、酷な気は感情的にはします。

ただ、そうであれば、制度としてきちんと自治会を対象にしないというのを明記しなければい

けないと思いますが、私が今テーマにしているのは指定管理施設で、例えばそういう自治会とかは外して、今は、例えば道の駅サザンセットとうわとかグリーンスティナがうらとか、そういった大きな施設で、そういったところが指定管理施設である。公共施設でありながら、公文書開示請求の対象になっていないのではないかというところをお聞きしているので、そこらを非収益的施設とは切り離してと言うと、例えば、歴史民俗資料館とか、そういったところが収益性がないから指定管理の情報公開の対象になりませんと言われると、またそこは話が違うのですが、自治会は別にしておいて、指定管理施設について、具体的に言いますと令和7年1月に指定管理施設の指定管理に関する情報開示請求をしたいと思って、所管課に問合せをしたら、指定管理施設の文書は指定管理者へ請求してくれと言われた。

指定管理者へ請求しようと思って、どういう手続きができるのかと思ったら、指定管理者は先ほど言われましたように、町との協定で指定管理者の情報公開規程を定めるようになっているとあって、その情報公開規程はどうなっていますかとお聞きしたら、それはつくっていませんという、どの施設も、回答のないところもありましたけれど、ほとんどの施設がつくっておられないということで、結局、指定管理施設の実績報告とかを除いて、町に出した文書はもちろん町が開示するのですが、指定管理者として開示すべき文書が開示されない、制度がない、開示するすべがないというような状況が半年続いているわけです。それは異常です。どこかで補填なり、速やかに改善するなり、対応されるべきことだと思いますが、その辺の認識をお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 堀協政策企画課長。

○政策企画課長（堀協 国輝君） 今の田中議員の指定管理の関係の情報公開についての質問にお答えいたします。

木谷総務部長の最初の答弁にもありましたように、当然、指定管理者が指定管理をするために、指定管理の業務のために行った文書というのは情報公開の対象になるかと思いますが、ただ田中議員もおっしゃったように、今その条例等に定められていませんし、指定管理者において規程もつくられていないということで、そのシステムが今ないという状態で、それは速やかに何とかしなければならぬことではあるのですが、現状で言えば、指定管理施設の中でも観光施設については、協定書の中で情報公開規程を定め、情報公開に努めるよう規程をしておりますので、そのあたりの情報公開規程を定めることについて、指定管理者がそれを定めることについて、今現在、所管課で準備は進めております。

その他の施設、特に文教施設等につきましても、関係各課と協議して、協定書に指定管理者の情報公開規程を今後、設けていただくような形で協議をしております。そういった形で、歩みは遅くはなってしまったのですが、制度の構築に向けて進捗はしておるという認識でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（８番 田中 豊文君） 町の情報公開条例は、１５日以内に開示決定をしないと、そういう期間制限がある。それは御存じのことだと思いますが、一方で、指定管理施設の情報は、半年たっても開示されない。それはどう考えても、今言われましたけれど、規程をつくっていただくようお願いしているという言い方に聞こえたのですが、それは、すぐにつくりなさいと言うべきことなのかどうなのか分かりません。例えば、努力義務で定めてあると、規程をつくるようにしてくださいというのであれば、その言い方も正しいと思いますが、情報公開の趣旨からすれば、その規程、努力義務自体がおかしな話で、情報公開法・情報公開条例に抵触する話じゃないかなと思います。それはそうでしょう。１５日以内に町の公文書は開示しなさいとなっていないながら、確かに指定管理者の文書が含まれるようになっていないから、そうなので、私は、端的に言えば、この実施機関に指定管理者を入れれば、すぐにでも情報公開の対象になる話だと思うのですが、あえてそれをせずに、指定管理者に規程をつくってくださいと言っていたら、それはいつまでたってもできません。なかなか時間がかかる話です。

そこに指定管理協定を結ぶときに、情報公開規程が条件づけされているというのなら、指定管理を始めるときに情報公開規程も制度が確立されているのですが、そうではなくて、事後的にいつかはつくってくださいみたいな感じで協定が結ばれているのであれば、それはなかなかできません。

それは経営もしなければいけないのでそこまでは、先ほど自治会には負担をかけたくないということもありましたけれど、指定管理者にとっても負担になることだと思いますので、私はこの情報公開条例の第２条第３号の実施機関に、町長、教育委員会、選挙管理委員会等々がありますが、ここに指定管理者を入れるだけで、その改訂作業を町がやれば、全て指定管理者は網羅される。

先ほどの自治会の問題はあるかもしれませんが、そのようにやれば、もう半年、開示されていない、異常な状態が続いているわけですから、それを改善しようという気があるのであれば、やはりそこは条例改正ということになるのではないかなと思いますけれど、その辺のお考えはいかがでしょう。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 収益性のある施設にかかる話になるのですが、まず現在、先ほどおっしゃられた道の駅サザンセットとうわ等々の施設については協定書の中に、そういった情報公開の関係の運用については努力義務というところで示しております。

おっしゃられるように努力義務ですから、これはそこら辺の規程を指定管理者が整備していなかったら、出しにくいというところはあるのではないかと思います。

ただ、これにつきましては、町との協定書の中にその規定を入れているわけですから、なるべ

くそういったオープンにした情報公開をしていただきたいということについては、引き続きお願いをしてまいろうと考えております。

ただ、先ほどから申し上げましたとおり、自治会等については、難しい面もあろうかというのは、これは民間についても同じことが言えると思うのですが、開示すべき内容か、また一部、部分開示にしなければいけないこともあろうかと思います。当然、情報公開というのは、個人情報等々も含まれていることがありますので、非常にデリケートな対応をしなければいけないことは御承知のとおりだと思いますので、そこら辺の課題もあります。

そういったことで、自治会等々については、あまりにも負担が大き過ぎるということでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） おっしゃられるように、指定管理者に負担をかけるという部分はあると思いますし、努力義務だから強制はできないという面も、それはそのとおりだと思います。

だからこそ条例改正をして、町が主体となって開示をすればいいのではないかな。もちろん主体は指定管理者になりますけれど、町が窓口になって情報開示をするということと、指定管理者に直接請求し指定管理者が対応するということは、全然負担が違ってくると思います。

そこは町が、公共施設ですから、努力義務云々の話ではないです。だから、公共施設として、本来は行政が提供すべき、開示すべき情報を指定管理者が持っているというだけの話なので、そこはまず開示できなければおかしいという話が1つ、基本にあるわけです。それが、いやいや努力義務だから、まだ待ってねという話にはならないはずなんです。実際にできていないのだから、それは速やかに、直ちに開示されるべきことではないのですか。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時35分休憩

.....

午前11時47分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） すみません。検討のお時間をいただきました。

まず、今後の指定管理者の情報公開の仕方についてでございますが、現在も協定書の、先ほど申し上げましたように努力義務ではありますが、協定書の中で規定しているというところでございますので、引き続きというか、協定書の中で町が主体となって公開できるように制度を検討していこうと考えております。

なお、これについては、先ほどから何度も申し上げていますが、収益性のある団体、法人と収益性のない自治会等の関係がございますので、こういう形で協定書の中で取扱いをと考えており

ます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 私が申し上げているのは、今は開示できない、それでいいのかということを申し上げているので、こういうことこそ周防大島町情報公開検討委員会等で検討すべきことではないか。開催されていないと言われましたけれど、検討すべきことはたくさんあるのではないかと思います。

もう1点、情報公開訴訟の件でも御答弁がありましたけれど、この裁判で要するに公文書が2種類ありますということが司法の場でも確認というか、認められたわけです。

周防大島町は公文書というものが、2通りか、3通りか、4通りか分かりませんが、複数あるということを司法から認められて、周防大島町としてはそれで、そういうことであるということによろしいのか。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 情報公開の裁判につきましては、情報公開訴訟の判決について、真正な議事録についての裁判所の判断が出されましたが、それについては真正な議事録というところで、同時に文書管理に対することも認識が少し甘かったので2種類というか、会議外のことも含めたものというところで、それが議事録という誤解というものもありましたので、そういった意味で、職員の認識不足ということもありますので、今後対応をしていきたいというところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 訴訟は訴訟、判決は判決として別にして、今言われましたように、町としてもこの件については非常に認識が甘かった、問題があったと捉えられているということだと思いますけれど、実際には、考えられないのですが、公文書が2種類あった、会議外であろうが何であろうが、同じ名目の公文書で2種類のものがあると、あったというのはちょっとあり得ない話で、これを今後、どのように、こういうことがないようにしていくのか。そこを何か、この判決を受けて、判決は大分前の話ですけど、半年以上前の話ですけど、何か対策は講じられているのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいま田中議員からございました、2種類の公文書というところの対策についてでございます。

冒頭、研修等々行ったという答弁をさせていただいたと思いますが、昨年も情報公開に関する公開の仕方なりの研修、それから公開すべき文書とはこういうものだといって、請求されたものに対して適切に、要請のある公文書に対して、それが適切なものなのか、要求に対して適切なも

のだったのかというところもよく検証しながら対応していかなければならないというところで、しっかりと研修を行ったところでありますので、今後もそういった研修は引き続き、1回で終わることなく定期的に行い、職員のレベルアップに努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） もちろん、研修をやっていただくことは必要なことでありますけれど、私がお聞きしているのは、2種類の公文書があったこと、情報公開の手続きではないです。2種類の公文書があったってということは、町としてそれはよしとするのかしないのか。しないのであれば、どういう対策を講じるのかというところをお聞きしたんで、そこをちょっと端的にお答えください。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） 先般、昨年度行われました情報公開の裁判に発展した情報公開の案件につきまして、求められた情報としましては、議事録というところだったかと思います。

1回目で議事録を出せということに対して、対応させていただいた議事録が求められていたものではなく、音声データを起こしたものが議事録だから、その音声データを起こしたものを出してほしいという趣旨と理解して、2回目の情報公開に対応したものが、同じ要求をしたものに対して2種類の文書があったというところで、争点になったものと認識をしているところです。

今般の裁判の結果では、求められた真正な議事録というのは、あくまでも1回目に出された議事録が真正な議事録であり、2回目に求められて公開したものは、議事録としての性質は有さないと判断されたものと認識はされておりますが、当時公開をした担当部署においては、どちらも議事録として公開をしておりましたので、その対応は間違っていたという認識をせざるを得ないというところでございます。

したがいまして、そういった求められたものに対して、どのように公開していくのかというところを、しっかりと職員が認識をしていかなければならないというところで、しっかりと今後も研修をしていくというところで答弁をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 手続きの話ではないのですが、今の御答弁によると、要するに町は、公文書はAとBとCがあります。Aが何か、町民の請求する側は分からない、何を請求するか。こういった文書を開示してくださいと言われたときに、町がA、B、Cをチョイスして、Aを出しましょうということができるということになりますが、公文書というのはAだけではないのか、B、Cがあってはならないものではないのかということを、先ほどから何回もお聞きして

いるのですが、どうもそこら辺は御答弁いただけないようなので、この訴訟の前段で審査請求をしています。この情報公開請求の審査請求に対して却下決定がされた。中身を審査せずに、もう門前払いです。審査請求する理由はありませんということで却下されたのですが、これは却下をした判断というのは、一体誰がどのようなプロセスで却下を判断したのか、どういう理由で却下をしたのか、そこを端的に御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時59分休憩

.....

午後 1 時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。大久保農林水産課長。

○農林水産課長（大久保弘史君） 田中議員から審査請求に対します却下決定のプロセスはどうであつたのかとの御質問でございました。農業委員会が農業委員会総会の議事録を2回にわたり公文書開示決定をしたことにつきまして、真正な議事録ではないと、公開決定処分の取消しと、改めて真正な公文書の公開をする決定を求める旨の審査請求がございました。

当該審査請求につきましては、開示の全部あるいは一部公開、またその可否などの内容についてのもの、それと開示請求にかかる、不作為にかかるものを審査するということとなっておりますことから、本審査請求が審査の対象とならないとの判断によりまして、周防大島町農業委員会会長名にて却下の通知をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 審査の対象にならないと判断したのは、それを誰がどういうプロセスで判断したのかということをお聞きしたんですが、対象にならないと、そういう判断で却下ということも言われたのですが、情報公開条例の第15条では、審査請求が不適法であり却下する場合は、審査請求の対象にならないということに確かになっていますけれど、この不適法であるというのは、一般的には処分に該当しないこととか、正規期間が過ぎている、資格がないとか、記載が漏れているとか、本当外形的なことにあたる場合が不適法であるとされています。

審査の対象にならないと判断したという場合は、この第15条の不適法に含まれるというのは、少々無理があるのではないかと思います。それでも審査の対象にならないと判断したのは、誰がどういうプロセスで判断したのかということをお聞きしたので、もう1度御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 大久保農林水産課長。

○農林水産課長（大久保弘史君） 繰り返しとなりますが、農業委員会におきまして決裁を取りま

して、最終的には会長名で決定を下して、通知をさせていただいたところでございます。

内容そのものについてと、私も不勉強のところもございますので、答弁漏れがあるかとは思いますが、会長の決定ということで御了解をいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 情報公開制度に関する事なので、今日、何でこれを出したかといったら、審査請求のそういった過程、開示するかしないかという非常に重い決定ですので、そういったことを担当課、今回の場合は農業委員会の事務局ですが、事務局が会長という、内部の判断で却下決定をしたというのではなくて、情報公開制度そのものですから、やはり情報公開の担当課なり、もっと広い議論がされた上で却下決定するならするで、そのようにやるべきではないかと、そういったところにも情報公開制度のまだまだ改善する余地があると思います。

公文書の問題も、今回テーマにしておりますが、非常に情報公開と表裏一体というか、今、広島県とか、御存じのとおりではありますけれど、大きな問題になっています。石垣市では市長不信任ということにもつながっている。公文書に対する目というか、あたり前のことではあります。が、非常に厳しい現実がある。

本町でも公文書に関して書類送検されているということも事実としてありまして、今後、どうなるか分かりませんが、起訴される可能性もあるという中で、本町として公文書の偽造ということに対して、どのような受け止めに現時点でしているのか。今の議事録という、公文書が2つあるとかそういう問題は別にして、それも踏まえ公文書偽造についての問題、本町で実際そういう書類送検という問題も起きているわけですから、それを踏まえてどのように捉えられているのか、そこを御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後1時07分休憩

.....

午後1時09分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいま田中議員から公文書偽造というキーワードが出たのですが、偽造で告訴をされたという事実は、周防大島町は認識をしていないので、その点についての回答は控えさせていただきたいと思います。

それから、そもそも公文書が2つ存在するという事実ということも、先ほど来、申し上げておるのですが、裁判所の判決の中も、休憩時間に再度確認をさせていただいたのですが、裁判所でも公文書が2つあるという認識は示されていないと私どもは読んでおります。裁判所でも2回目に開示したものは、公文書としての議事録ではなく、議事録を作成するための予備的資料であっ

たと結論づけられております。

なおかつ、それを議事録として公開する必要はなかったというところまで、裁判所の判断では明言をされておりますので、先ほど来、私の答弁でもございましたが、そういった公文書の開示にあたって判断をする際の職員の認識を改めていく必要があるため、しっかりと研修をしていくというところで回答させていただいたものであって、偽造は当然あってはなりませんし、公文書が2つあったというところの認識も、あてはまらないという気はしております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 実際開示請求をして2種類の公文書が出てきているわけです。裁判所はそう言っていますが、町としてどうするのか。それであれば、1つの請求で2つ出てきた文書を是正しなければいけない。裁判は裁判として終わっています。その中でそういう判断をされて、町としてもう1回、開示をやり直します。裁判は開示をやり直せとは言わなかった。そういう判断は下さなかった。

でも町として、いや、裁判所も言っていますから、あれは公文書ではなかったと言うのなら、同じ開示請求をしたことに対して、一方は取り消さなければいけない。そこで大きな矛盾が出ます。請求は議事録を開示してくださいとしか言ってないですから、2つ出てくるはずはない。でも実際、出ている。

先ほども言いましたけれど、裁判の結果は別として、私が言ったのは、公文書偽造について知らないと言われましたけれど、出張命令で、検察庁からのヒアリングのために出張しますということも出ています。それを知らないというのは、これ本当今日のテーマでもありますけれど、内部の情報共有が全然できていないのではないかなと言わざるを得ません。

その辺は、今日はもう時間がありませんから、これで終わりぐらいです。町の内部で農業委員会とも、今回の農業委員会の部分について言えば、よく調整、情報共有されて、今後どうすべきかというのは、政策企画課が中心になって、全庁的に対策を講じるべきだと、そのために周防大島町情報公開検討委員会というのがあるし、私はそれでは不十分だと思う。

いろいろ今指定管理の部分も改善の余地がある。私から言わせれば、すぐに出してください。半年待っているのですから、請求はしていないが、請求できる状態にしてください。運用でもいいから請求できる状態にしてくださいと言わざるを得ないので、その指定管理の部分も今の議事録、公文書が複数あるという問題も含めて、全体的に情報公開制度の改善を図るために、第三者的な検討会議をつくって、またつくるといって形がどうのこうのって言われますけれど、要するに私が言いたいのは形ではなくて、内部で検討する環境をつくって、速やかに対策を講じてください。それをお願いしたいと思いますが、またこれは今後、次とは言いませんけれど、また一般

質問でどうなりましたかというのをお聞きします。

それを今の指定管理の問題、具体的に言えば指定管理の部分で、複数の公文書がある部分で、公文書の偽造はないと言われましたけれど、実際に送検されているわけですからあるわけです。それについてどうするのか、町としてどういう対策を講じるのか。公文書の偽造に、刑事事件についてどうするのかということではないです。情報公開制度として、そういう公文書のあり方も含めて、どういう対策を講じていくのかをまたお聞きしたいと思いますので、それをいつまでにやられるのか。そこを、指定管理はもうすぐにでも改善していただかなければいけないと思っていますが、それをいつまでに、いつ私が次に一般質問すればいいのか、そこだけ御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 指定管理者にかかる情報公開のことについては、内部の会議において検討を諮ってみたいと考えております。

月に1回、幹部会議がありますので、今月はもう終わりましたが、来月、またその次ぐらいでと、近々のうちに考えています。

○議長（荒川 政義君） 以上で、田中豊文議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、11番、久保雅己議員。

○議員（11番 久保 雅己君） 11番、久保雅己です。今回の質問は、令和7年第1回定例会で防災対策について4件質問しております。その答弁の内容が私には全く納得できませんので、再度お伺いいたします。

この地域は非常に災害が少ないということで恵まれています、あればどうということになるんだろうかという懸念があります。特に今の体制であれば、万が一言われている震度6弱、津波が3.7メートルから3.8メートルあれば、大変な状況になるのではないかと思います。町としては何の対策も打てないのではないかと懸念しております。

ここ最近で大きな災害で私が記憶するところによると、もう三十数年前になりますか、台風19号、平成3年だったと思いますけれど、台風19号、あのとき2週間ぐらい停電があったのではないかと思います。ここ最近では、もう既に貨物船が大島大橋に追突してから今年で7年になるわけですが、水で大変皆さんが迷惑したこと。その対策は十分にしておかないといけないと思いますけれども、大変不安です。ここ毎日ぐらい、震度3前後の地震が報道されております。本当この地域は、災害に関しては非常に恵まれているので、マンネリ化し過ぎて、いざという時の対応が非常に難しいのではないかと思います。

前回の質問では、1点目が大島大橋の管理状況についてということでした。先ほど同僚議員が

質問しておりますので、若干省略します。

2点目、避難場所の見直しについてということで伺っています。これはどういうことかという、その地域によって住民ときちんとした話ができておるのか。全くできてないのではないかという受け取りをしています。

3点目、避難場所の備品の補充について、前回備品台帳をいただきましたけれども、全く補充できていない。テントの枚数は、もう皆さんびっくりされるぐらいでしょうが、全部で80張ぐらい、段ボールのベッド、これにしても全然対応できるような数字ではありません。これはもう年々年々、そういう予算を取っていかないといけないと思いますけれども、今年度も全く予算は取っていないように思っています。

4点目、貨物船が接岸できる港の整備ということで質問したわけですが、先般執行部の御返答では、多額な金額がかかるというようなこと、それと港の海岸の状況が悪いから難しいですというような返答だったと思うのですが、私が一番懸念しているのは地震、津波で、南海トラフ巨大地震ですが、先般みたいな大島大橋の事故で、橋だけが害を負った場合に、大島郡内には漁港はありますけれども、貨物船等々が横づけできる港は1か所もないわけです。伊保田港でと言われますけれど、伊保田港で横づけできるのが500トンのフェリーですが、それが専属で着くということで、しかも可動橋で運用しているというようなことがありますので、非常に難しいだろうと思っております。

港の整備と同時に、私ら後期高齢者ですから分かりますけれども、昔、開作～柳井港間航路がありまして、300トンぐらいのフェリーがヘッドから港へ直接すべりへ着けていたのですけれども、ああいう港を整備しておかないと、いざいうときには非常に難しいのではないかと思います。

それと同時に、今、内海の船会社のほとんどの会社の内容が非常に悪いのではないかと思います。予備船が全く今いない。だから、緊急の場合にとっても、なかなかその船をあてがうことができないのではないかと思いますのですが、その辺のことも加味しながら、今の1点目、2点目、3点目、4点目で執行部のお考えがあれば、先に御答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 久保議員の防災・減災対策についての御質問にお答えをいたします。

まず、大島大橋の管理状況について、町としてどのように考えるかとの御質問にお答えをいたします。

大島大橋は国道であり、山口県により山口県橋梁長寿命化計画及び大島大橋個別補修計画、こちらに基づき、適正に維持管理が行われているものと承知をしております。

大島大橋は、本町と本土をつなぐ唯一の陸路であり、重要な町民の生活道路であるとともに、

災害時には支援物資等の受援を担う重要な橋梁でありますので、今後も適切な補修や維持管理が継続されるよう、県や国への要望等に努めてまいります。

次に、避難所の見直しについて、地域住民との話し合いはされているのかとの御質問にお答えいたします。

避難所には、指定緊急避難場所と指定避難所がございますが、これまで、これら避難所の見直しにつきましては、県河川の洪水浸水想定や高潮浸水想定の見直し等が発表された場合や、施設の廃止等があったときに、随時行ってまいりましたので、地域住民の皆様との話し合いの場等は設けておりませんでした。

また、政府の中央防災会議により、南海トラフ巨大地震による被害想定が令和7年3月31日付で公表されました。今後、山口県による津波浸水想定等の見直しが予定されており、本町内の被害想定区域が変更されることも考えられます。このような要因等がある場合には、安全確保のために避難場所や避難所の見直しを行うことも必要となります。

あわせて、現在、周防大島町では、指定緊急避難場所33か所、指定避難所141か所を指定しておりますが、指定から年数が経過しているため、施設の状況等を再度調査し、適宜見直しを行う予定としておりますので、地域の実情に応じた、適切な場所や施設について、地域の方々へ相談等を行うことがあろうかと存じます。

次に、避難場所の備品の準備状況について、最初に準備された数量と変化があるのかとの御質問にお答えをいたします。

現在、避難所用の備品及び消耗品につきましては、主要な避難所11か所にマットや間仕切り、災害用テント等の備えのほか、防災倉庫及び大島防災センター内に各種物品を保管していますが、これら施設の保管能力には物理的な限界があり、全ての避難者に十分に行き渡るほどの数量の確保は困難な状況であります。

防災倉庫内の主な備品は、1か所あたり、簡易間仕切りが約300人分、簡易トイレが5台、調理釜が2台、炊飯袋が2,000枚から8,000枚、緊急用浄水装置1台のほか、ラジオライト、担架、ハンドマイク等が保管されております。

また、防災センター内の倉庫等にも各種備品を保管しており、直近5年間ではエアーマットや毛布、簡易ベッド、LED投光器、非常用オストメイト専用トイレ等を順次購入し、数量及び内容の充実化を図っております。

また、地域の自主防災組織への防災資機材購入に対する補助、こちらも行っておりまして、各地域において備品の備蓄についてもお願いをしているところでございます。

さらに、企業や各種団体等と災害時協定を締結し、必要な物資を調達できる体制の拡充にも努めているところです。

最後に、港の建設についての御質問にお答えいたします。

本町の地形や周辺海域の水深等から、大型の貨物船等が着岸可能な港の建設は困難であると考えておりまして、災害時に大島大橋が通行止めとなった場合には、民間船の借り上げや、フェリー会社へ増便や臨時運航の要請を行うなど、既存の港を活用した対応を図ることとしております。

また、自衛隊へも支援を要請し、漁港の船揚げ場や砂浜への接岸が可能な揚陸艦による物資等の陸揚げも想定をしております。

このため、令和6年度の町防災訓練の際には、海上自衛隊と共同した訓練を実施したところですが、今後におきましても、海上自衛隊をはじめとする各種関係団体等との連携訓練を実施し、被災時における多方面との連携体制の構築や、迅速な物資の輸送に努めてまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（11番 久保 雅己君） 大島大橋の管理状況、先ほど同僚議員が質問しておりますので、くどく聞きませんが、先般も御質問したが、重量制限が橋にはあるわけです。きちんと看板も一般の方に見えるように掲示してあるということでしたが、ほとんどの人は制限が幾らかということを知りません。これもいいかげんな答弁されたら困る。

看板も広島側から来るところ、柳井側から上がるところ、両方にきちんとした重量制限の看板を設置する必要があるのではないかと思いますし、橋は県の管理だということでしょうが、県は困らないわけです。困るのは島民が困るだけのこと。そういう思いが全然この前の答弁にはありませんでした。くどくど言いませんけれども、重量制限の件は、これ万が一があったら大変なことです。

先般の大島大橋の被害は部分的なことで、重量制限があっても車が通れたわけですが、先般が40日ぐらいで復旧したのですが、完全に大島大橋が落ちたら、1年たっても復旧しないかも分かりません。その場合、どういうふうにしていくのかということでも真剣に考えておかないと、大変なことが起こるのではないかと懸念しております。

それと避難場所の見直し、今後、またお考えいただけるようですが、地域住民、特に高齢者が多いわけですから、その辺の自治会の自治会長などに徹底して、住民に徹底させておかないと、なかなかうまくいかないのではないかと思いますので、その辺の御指導のほどもよろしくお願いしたいと思います。

今後どうされるか、答弁があればお願いしたいと思います。

次に避難場所の備品の補充についてですが、先般資料をいただいて、ほとんどできてないような状況です。特に段ボールのベッドは、全く数が足りませんし、これを100%準備する

ようにというわけではありません。3割がいいのか、5割がいいのか。

それと、我々の地域では自主防災で自助、共助、公助ということがありながら、やはり自助が一番大切ですということで、簡易トイレとか、最低限のものは準備してくださいという指導はしておりますが、各地で全部、そういうことができておるかどうかというのは不安であります。

特に一番困るのがトイレのようすし、国もかなり南海トラフ巨大地震に関しては、いろんな形で補助金を出しております。先般、平生町が移動トイレを購入したと新聞に出ておりましたけれども、5つの洋式トイレが付いていて大きなイベントにも使えるので、ぜひそういうものは予算があって、補助金が出るときにどんどん補充しておかないと、いざというときに恐らく大島の場合、困ると思います。

それで、集落が点々としているということをもう1度、執行部の皆さん、頭に入れておいていただかないと、特に地震なんか来た場合には、通行止めという箇所がかなりあるのではないかと思いますし、集落ごとにいろんな備品をある程度準備するように、今から指導していく必要があるのではないかと思います。その辺の御答弁をお願いします。

次に、先般も港はいろんな状況で難しいということですが、それは違うのではないかと私は思っております。例えば、今、万が一があった場合に、フェリーが発着できるのは、この近くの対岸では柳井港です。そうすると橋の下を通らずに行ける開作あたりに、やはりそれなりの港を確保しておく必要があるのではないかと思います。

以前ありましたけれども、大島大橋ができて50年です。世代の交代が激しいですから分かりませんでしょうけれども、300トンのフェリーであれば、4台から5台はタンクローリーが乗せれるのではないかと思いますし、自衛隊の協力ということでしたけれども、令和6年6月に椋野漁港に来たときに、担当者の方にいろいろお話を聞いたら、今フェリーに代わる船は呉には1隻しかありません。しかも50トンです。50トンということは、タンクローリー1台乗せたらアップアップするわけですがけれども、しかも速力が十七、八ノット、これ1ノットは1,852メートルで掛ければいいので、時速で30キロメートル少々だと思いますけれども、そりゃ呉から来たら2時間半、まともに走って2時間半かかるわけですから、それに漂流物とか何かがあったらもっともっと時間がかかるでしょうし、海上自衛隊をあてにする、海上自衛隊に全面的に協力いただけるというようなことを先般答弁されておるわけですが、これは全く無理です。それを待っていたら燃料もなくなるし、大変なことになるのではないかと思いますけれども、港の件、町長、先ほど御答弁いただいて、難しいということでしょうが、これは県や国にお願いして、やはり最低1か所つくっておかないと、万が一南海トラフ巨大地震が来たら、恐らく周防大島町はパニックになるのではないかと思います。食料から全てが補充できないというような状況になるのではないかと思います。その辺のことももう1度答弁をお願いしたいと思います。よろしくど

うぞ。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 幾つか質問がありましたので、答弁漏れがあったら御指摘いただければと思いますが、まず大島大橋の重量制限について、表示はあるけれども分かりにくい。標識のような形ですので、それが見えにくいという御指摘だと思います。

これについては、一般的ではありますが、道路管理者である県に、こういった意見がある、ほかにいいすべがなかろうかという話をしていきたいと考えております。

2点目、避難所の見直しについてでございますが、避難所については、避難場所もありますので、避難所等については、もう既に指定から数年経過していることが実情でございます。

令和7年度、町内10か所の小規模河川を対象とした洪水ハザードマップを作成するようにしておりますが、それにあわせて、災害の指定区域も見直すように考えております。

また、山口県においては、本年度南海トラフ巨大地震の被害想定を行うように聞いております。この被害想定を基に、県の防災計画の見直しがされるとは思いますが、その変更内容を確認して、町の防災計画を修正できないかと考えております。

これによって、計画の修正において避難所の見直しがある場合は、パブリックコメント等で皆様から意見をお聞きして、避難所の場所等について考慮して、適宜見直しを考えたいと考えております。

それから次、備品の関係でございます。備品について、各種被災が起こった際には、備品が必要になることは重々承知しております。数が全然足りないのではないかと御指摘でございますが、備品については先ほど、最初に町長が説明しましたように、各種いろんなものがございまして、それについては更新なり購入、追加の購入ということは予算化をしております。

ちなみに、公的に準備している非常食等の食料等については、現在、食品については令和7年3月末で3,758食の保管、備蓄をしておりますが、既に本年度に入って、これは計画的に購入をするのですが、一応確認すると4期に分けて購入すると聞いていますが、上半期、令和7年4月、5月の段階で、既に購入しておりまして、現在の段階では4,364食となっています。これにつきましては今後また、賞味期限の関係がございしますので、計画的に増していこうと考えております。

それから、移動トイレについてです。平生町に導入したということで、このことについては、私もそういった情報については理解をしております。

このトイレ機能を有した車両については、本当に衛生管理上も大変有効な備品であるということとは、認識はしております。車両価格が、平生町の大きさがはっきり分からないのですが、一般的に3トントラックタイプで、大体1台あたり数千万円かかるようでございます。

先ほども久保議員がおっしゃられたように、本町は集落が点在していて、かつ東西に長いところもありますし、主要となる各避難所についても多くありますので、どう配置するかということについても含めて購入することになると、1台ではあまり意味がないかもしれない。実際、そういう有数の場合は、そういったことになると、相当の財源が必要となります。

また、購入後のイベント等で活用は当然できるのですが、購入後、これをずっと維持管理をしていくということを考えても、やはり相当のランニングコストがかかるということがありますので、このことについては有効なものではありますが、先ほどおっしゃられたように携帯トイレとか簡易トイレとかの充実、これ備品の中のそういったものも追加で整備すること、追加しておるが、そういったことの充実も含めて、検討の課題として捉えたいと考えております。

それから、フェリーの着岸場所についてでございます。私が小さい頃に開作港は確かにございました。あそこにフェリーが着いていたことは記憶しております、あと小松港です。小松には2つ港がありましたが、橋が開通して、現在なくなっております。

開作港がまた利用できないかということにつきまして、小松かいわいの海、港は港湾で、山口県管理になっております。漁港は町管理ですが、港湾区域は県管理になっておりますので、一番最初に、冒頭で申し上げたとおり、大島大橋の重量制限の表示とともに、そういったことが可能か否かを含めて、山口県に申したいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（11番 久保 雅己君） 御答弁はいただきました。大島大橋の件は、先ほど言われたように重量制限等々が一番気にかかるところです。その対応がスムーズにできるような方法も考えておかないといけないのですが、それよりもそういう重量オーバーの車、車両を通らさないということに、もっと力を入れていただきたいということです。

避難場所、これは県の防災計画等々と見合わせながら、再検討するということでしょうが、今地震が起こるかも分からないわけですが、今起こったら何の対応も、今周防大島町では恐らくできないと思いますし、例えば命綱である大島大橋に何かあり通行止めになってもなった場合には、全くその後の食料とか、いろんな燃料とか、全く補充ができないというようなことで、大パニックになってしまうのではないかと懸念がありますし、緊張感が全くない。

地方公務員の一番大事な仕事としては、住民の生命と財産を守るという項目があるのではないかと思いますし、今職員の方は、その辺は肝に銘じておられるだろうと思いますけれども、その辺を履き違えんようにしていただいて、ちゃんと住民の生命、財産を守ることを考えもって、いろんな対策を当然していただきたいということです。

備品の補充、これは徐々にしていただければいいのですが、徐々にでは間に合わないということ

もあります。それと、各地でいろんな災害があるわけですから、期限が来たら、そちらのほうに早めに回して行って、順繰り、順繰りでやっていけばいいのではないかと。お互いに助け合うということができないと、将来的にも困ることが起こるのではないかと考えております。非常食にしても、数としてはまだ非常に少ない、せめて6割ぐらいは持っておかないと難しいのではないかと、私個人的には考えております。

港の件、県の管理で難しいということでしょうが、大島大橋の管理にしても、港の管理にしても、県が困るわけではない。実際に困るのは、我が町民が困るわけです。それを考えもって、早めに手を打っていかないと、例えば大島大橋が通行止めになって、港がないのに食料等を運ぶのは大変です。

先ほど申し上げたように海上自衛隊の50トンの船は、砂浜でも乗り上げることができるかも知りませんが、漁港にでも着けられるかも知りませんが、速力から言って、もう全然話になりません。

だから、その辺のことを分かって、この前も答弁されておるかどうかわかりませんが、これ私は海上保安庁の方と話した内容ですから、間違いのないことですし、再度港に関して、今後、当然、県と話し合いが必要ですが、早急に何かを手を打っていかないと、万が一のときには大変なことになるのではないかと考えます。

久保がしつこく言いよった。多分これ、防災の件で一般質問するのは、7回目ぐらいだと思うが、全然進歩していません。言ったことに関して、何にも手をつけていないのは、ほとんど町の体制だと思いますので、あまりにも災害に対して無頓着ではないかという気がします。しっかり内部で話し合いながら、町民に分かりやすい説明をしていただきたいと思います。

再度質問して、答えてくれと言っても、恐らく同じようなことになると思いますし、前回もそうです。再質問しようかと思ったのですが、恐らく答弁返ってこないでしょうから、やめたわけですけれども、やはりそれだけの努力をされとるかされてないかというようなことがあります。私は全くされていないように見受けまますので、その辺を性根を入れて、次にあったときには、納得のいくような答弁をしていただきたいと思います。

これ以上質問しても意味がないのでやめます。終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、久保雅己議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、1番、占部智子議員。

○議員（1番 占部 智子君） 議席番号1番、日本共産党、占部智子です。

まず、上関中間貯蔵施設建設問題について質問します。

使用済み核燃料は、キャスクという専用の容器に入れて、船で福井県から日本海を通り、関門

海峡は通れないので、九州を大回りして、伊予灘から上関に運ばれるようになると思います。その間の海難事故も船舶火災も、大変心配です。

そのキャスクの安全性についてですが、耐火試験では800度で30分、浸水試験では15メートルの水中に8時間、200メートルの水中なら1時間、耐えられることが試験の条件とされているそうです。言い換えれば、それ以上は耐えられない可能性があるということです。

またキャスクの中は、高レベルの放射性廃棄物ですから、一次の蓋、二次の蓋がありますが、漏えいが検出されても、中間貯蔵施設では蓋を開けることもできず、三次の蓋を外づけして、原発の冷却プールまで送り返さないと蓋が開けられないので、点検もできないそうです。そんな危険なものを船で送り返すことができるとは思えません。

また、令和7年6月13日の中国新聞によると、共同通信社の全国知事アンケートでは、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受入れに賛成はゼロだったことが報道されました。一旦受け入れたら、永久に貯蔵施設として使用される可能性が濃厚です。

また、国の研究機関である産業技術総合研究所が去年行った研究調査で、大分県の国東半島沖から周防大島町にかけて60キロほどの範囲に複数の活断層が存在することが確認されたそうです。そのことを大分県の有識者会議で、被害想定に盛り込むことが決まったそうです。

一連の活断層が動いた場合には、マグニチュード7以上の地震が発生する可能性があるという令和7年6月10日に報道されました。中間貯蔵施設建設現場にも大変近いです。南海トラフ巨大地震に加えて、新たに不安が加わりました。

大分県の有識者会議では問題として取り上げられています。当然、周防大島町の町長として、対応について山口県に検討を働きかけるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

この間の情勢を見ると、飛行機事故もテロも戦争も、もはや想定外とは言えなくなりました。原子力発電所には、テロなどに対する対策として、特定重大事故等対処施設として、原子炉格納容器の破損を防ぎ、放射性物質の放出を抑制するため、遠隔で原子炉圧力容器内の減圧や原子炉格納容器内の冷却などを行う施設が義務づけられていますが、中間貯蔵施設には破損を防ぐ義務づけはまだありません。

さて、持ち込み拒否条例に関する状況ですが、現在40自治体が条例を制定しています。北は北海道から南は奄美大島まで広がっています。平成23年の東日本大震災以前に制定されたものが11条例、以降に制定されたものが29条例です。放射性物質など持ち込み拒否条例について、周防大島町ではどのようにお考えですか。1市3町の話し合いの内容についてと、話し合いの後、町として今後のタイムスケジュールをどのようにお考えですか、お聞かせください。このタイムスケジュールは持ち込み拒否条例ではなく、中間貯蔵施設についてです。

2番目に、橘医院歯科金銀パラジウム問題について。この問題は、令和7年5月20日に町病

院事業管理者に対し、技工所に合金の返還や損害賠償請求など、必要な措置を講じるよう勧告すること等を求める住民監査請求が出されています。町の財産である金銀パラジウム合金の管理について質問します。

1、令和7年第1回定例会で、現在、病院事業局において状況を確認中ということでしたが、あれから3か月たっています。結果はどうでしたか。どのような調査を行い、どこまで事実が明らかになりましたか。

2、私が病院事業局に請求したすごい大量の資料ですけれども、2013年1月から2023年1月までの10年間の納品書と請求書について、私たちも集計が終わり、1,577グラム多く購入されているという結果になりました。病院事業局の集計の結果はどうでしたか。

3、金銀パラジウム合金の発注は歯科技工所が行い、代金の支払いは町立橋医院が行ってきたと聞いていますが、そういう理解でいいですか。

4、購入量と使用量の在庫管理は、誰が、どのように行っていましたか。

5、S歯科技工所の納品書・請求書に記載のあるPd、Agの横に記載された基金属の重量数値は何を基にした重量数値だったのでしょうか。S歯科技工所との契約書はどうなっていましたか。

3つ目の質問です。米軍岩国基地の問題について、周防大島町は山口県基地関係県市町連絡協議会として、国に対して令和6年8月に岩国基地問題に関する要望書を提出されています。その中で、長年にわたり岩国基地の存在や運用に伴う航空機騒音、事故への不安、米軍人などによる犯罪など、基地に起因する諸問題を抱えていますと書かれています。米軍岩国基地に関する問題は、日米地位協定の問題や、基準値を超えるPFASの検出問題など、あげれば切りがありませんが、今回はオスプレイや戦闘機の騒音問題と住民の不安について質問します。

まず、オスプレイは開発当初から事故が多く、アメリカメディアは令和8年に生産を終了すると報道しています。令和5年11月の屋久島沖での空軍オスプレイCMV-22の墜落事故は、岩国基地を飛び立った機体で、岩国基地周辺の住民にとっても衝撃的でした。いつ、どこで事故が起きてもおかしくありませんでした。そのオスプレイが、最近、頻繁に周防大島町上空を飛行しています。多くの町民が目撃しています。オスプレイは周防大島町を縦断したり、横断したり、大島の縁をなぞるように飛行したり、浮島と日前の海上を何度も旋回したりしていて、通過ではなく訓練飛行をしているようでした。浮島では爆風で家や窓が揺れることも頻繁にあり、日前でも時々感じます。騒音の苦情は三蒲が最も多いです。

令和7年5月に瀬戸内海の静かな環境を守る住民ネットワークより、周防大島上空をオスプレイが飛行することについて禁止するように米軍・国に求めること、周防大島上空でのオスプレイの飛行については、周防大島町としても状況の把握に努めることの2点を申し入れました。騒音

対策の強化についても、町や県も岩国基地問題に関する要望書の中で、空母艦載機着陸訓練FCLPの禁止、訓練や時間外運用に関する事前通知など、情報提供を求めています。

そこで質問ですが、1、米軍機やオスプレイの飛行に伴う住民の不安や騒音問題などについて、どのような対応をしていますか。

2、令和7年5月10日に、F-35B新部隊を通告せずに配備した問題について、どのような対応をしていますか。

質問は以上で終わります。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 占部議員からの大枠3点の御質問のうち、上関中間貯蔵施設建設問題についてと、米軍岩国基地の問題についての御質問にお答えをいたします。

1点目の上関中間貯蔵施設建設問題についてお答えをいたします。まず、放射性物質等の持ち込み拒否条例についての考えについてであります。上関町における使用済核燃料中間貯蔵施設については、現在は施設が立地可能なかどうか、その調査が実施されているところであり、町としての対応を申し上げる状況にはないと考えております。よって、それに関する放射性核物質の持ち込み拒否条例につきましても、同じく、町として対応を申し上げる状況にはないと考えております。

次に、1市3町首長協議を受けての今後のスケジュールについてであります。令和7年第2回定例会初日の行政報告でも申し上げ、去る令和7年5月28日に5回目の1市3町首長協議を行い、各市町の状況等について情報共有等を図ったところでございます。今回の協議では、今後、国に各市町の状況等を説明していくことを申し合わせましたが、具体的なことはまだ決まっておらず、施設の立地可能性調査の状況の推移を見守ってまいりたいと考えております。

これまでも申し上げておりますが、上関中間貯蔵施設建設計画については、周辺自治体である柳井市、田布施町、平生町の首長と随時協議等を行い、情報を共有しながら対応について検討を進めており、1市3町で対応していくこととしておるところでございます。

2点目といたしまして、米軍岩国基地の問題についてお答えいたします。米軍岩国基地に関する対応につきましては、基地周辺の2市2町、岩国市、柳井市、和木町、周防大島町と山口県で構成する山口県基地関係県市町連絡協議会として行うことを原則としており、緊急を要する場合には、県や岩国市が会を代表して対応することとしていますので、本町が単独で米軍や国に要望や要請は行っていないことを、まずもって御報告をいたします。

それでは、まず住民の不安や騒音問題等への対応についてお答えいたします。米軍の戦闘機等の安全運航や騒音問題等に関しましては、山口県基地関係県市町連絡協議会で政府や関係省庁、米軍に対して、様々な機会を利用し要望や要請を行っております。また、米軍による事故や不祥

事などがあつた場合にも、原因究明や再発防止について迅速な要請を行っております。

次に、新たな部隊配備に関する報道が先行し、事前の通告がなかったことに対する対応についてでございます。このたびの対応につきましては、まず令和7年5月9日付で県と岩国市が中国四国防衛局に事実確認の照会を行い、令和7年5月21日に山口県基地関係県市町連絡協議会を代表して、岩国市が照会への速やかな回答を求める口頭要請を行いました。その後、令和7年5月27日に国から岩国市と山口県に対して回答がございました。岩国市においては、中国四国防衛局長が来訪し、岩国市長と市議会議長に対して説明が行われており、その席において、改めて迅速で正確な情報提供を行うよう要請がされております。説明の内容については、報道されておりますとおりでありまして、同日中に県基地対策室から本町に対して情報提供があつたところでございます。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 占部議員からの大枠3点の御質問のうち、橘医院歯科金銀パラジウム問題についての御質問にお答えいたします。

まず、3月議会で調査中ということでしたが、結果はどうだったかとの御質問についてですが、調査を進めている状況ですが、現時点では調査結果としてお示しすることは困難であることを御理解ください。

次に、病院事業局から請求した資料の集計が終わったが、事業局の結果はどうだったかとの御質問ですが、鋭意集計を進めているところであるうえ、仮に数量に差異が生じているとしても、その原因を含めて調査を行う必要があります、現時点での予断をもってお答えすることは控えたいと思います。

金属パラジウム合金の発注は、歯科技工所が行い、代金の支払いは町立橘医院が行ってきたと聞いているが、そういう理解でよいかとの質問についてですが、当時の発注形態を含め、あくまで調査中であり、現時点で確定的なことをお答えすることは困難であることを御理解ください。

購入量と使用量の在庫管理は誰がどのように行っていましたかとの御質問ですが、その点も含めて、現在調査を行っているところであり、現時点ではお答えすることは困難であることを御理解ください。

S歯科技工所の納品書・請求書に記載のあるPd、Agの欄に記載されている金属の重量数値は何を基にした重量数値だったのでしょうかとの御質問ですが、繰り返しになりますが、その点も含めて、現在調査を行っているところであり、現時点ではお答えすることは困難であることを御理解ください。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） 3つの質問のうち、橘医院歯科金銀パラジウム合金問題について、

まず再質問をさせていただきます。

今、1つ質問の中身で、S歯科技工所との契約書はどうなっていましたかということについて返答がなかったので、また後でお願いします。

それと、調査中ということですが、例えば納品書と請求書の突合検査ですが、私たちは素人ですが10日以内でできました。かなり詰めてやりましたけれども、それができていないということは業務怠慢なのではないかと思います。

まず、契約書がどうだったかということをお願いします。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（木村 稔典君） 再質問にお答えいたします。

契約書の有無についても、現在確認中でありますので、現時点でお答えすることは困難な状況でございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） 契約書があるかどうか確認中というのは、少し考えにくいのですが、もしなかったとしたら、地方自治体というのは法に基づいて設置されているのに、契約行為をしていないというのは不法行為にあたるのではないかと思います。適正な管理をするためには、日々の購入量と使用量、在庫量を一覧表にした管理簿を作るのが一般的だと考えますが、歯科技工所ではそういう管理簿は作成されていなかったのでしょうか。病院事業局としても、代金を支払う際にチェックを行っていたはずなのですが、なぜ在庫量が年々累積していることを歯科技工所に注意しなかったのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（木村 稔典君） 今、質問いただきましたことについても、現在確認中であり、現時点で確定的なことをお示しすることは困難である状況であります。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後2時13分休憩

.....

午後2時13分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） 質問の回答が、全然想定外の調査中ばかりだったので、非常に戸惑っておりますが、この質問を通じて、町の財産である金銀パラジウム合金の管理と代金の支払いについての疑問とか疑念が晴らされたとはとても言い難い状況です。この件に関する住民監査請求がどういう結論になるか、引き続き注視をするとともに、議員としても必要な調査を続け

ることを表明して、この件についての質問は終わります。

上関中間貯蔵施設建設問題についての件に移ります。持ち込み拒否条例というのは、特に上関町には関係なく、周防大島町独自で考えるものなので、大体その拒否条例がつくられるという経過としては、どこかが何かの持ち込みに関して手をあげたときに、その周辺の自治体が持ち込み拒否条例というをつくるということが多いですが、そういう意味で、上関に関しての結果が出なくても関係なく、周防大島町独自としてつくっていけるものだと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思っています。

令和7年6月10日の上関町議会での一般質問で、西町長は中間貯蔵施設建設計画について、周辺市町が反対の民意を示した場合も、上関町が議会に諮って主体的に判断する旨の答弁を行いました。周防大島町長として抗議していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 占部議員の先ほどの持ち込み拒否条例については、占部議員の御要望であるということで受け止めてよろしいですか。（発言するものあり）では、要望ということであります。

そして、もう1つが、上関町の西町長の発言についてということであります。こちら、まだ立地可能性の調査の状況であり、西町長の御発言であると思いますので、その状況の推移をしっかり見守っていくという立場であろうかと思っておりますので、そのように受け止めております。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） 上関に中間貯蔵施設の話が持ち上がった後、平生町に移住してきた方が平生町から引っ越したとか、移住して家の購入を考えていた方が購入を諦めたということなども聞いています。せっかく移住してきた方でさえそうなので、これから移住を考える方は、そもそも候補地として上関町以外、周辺の市町に関しても選択肢から外していくと思いますので、周防大島町長として町民の安心・安全を守るために、周防大島町の未来のために、できることは全て早急に取り組んでいただきたいということをお願いして、この質問を終わります。

岩国基地問題ですけれども、岩国市では基地政策課があって、岩国基地情報などが常に発信されています。周防大島町は上空や周辺を戦闘機等が頻繁に飛行していて、岩国市に次いで基地の影響を受けていると思います。いろいろな問題に対して瞬時に情報を収集して、機敏に対応していく必要があると考えます。基地政策課または担当者を設けて、常時注視していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいま占部議員からありました、岩国基地に対する対応でございます。

本町におきましては、今のところ基地対策に対応する窓口は総務課に設けております。主な担当としましては、課長である私が担当として行っているという状況であります。騒音対応、騒音苦情等が来た場合に関しましては、いただいた苦情をそのまま中四国防衛局に包み隠さず提供し、こういう騒音があったということをタイムリーに、即座に国にあげているという状況でございますし、情報提供等に関しましては、国や県、そして岩国市などからも情報提供は直接あります。

ただ、米軍からの直接の提供は、当然のことながら、米軍は国を窓口としておりますので、国を通じてしか入る手段はありませんので、そこは御理解いただきたいと思うのですが、ただ、逆に町民の皆様提供する場合というところであれば、今現在、まだ十分な状態ではないと私どもも認識しておりますが、提供を受けた情報等を、とりあえず手取り早く皆さんに御提供できるのはホームページだと認識しておりますので、そういったところで今後は提供していければと考えております。ただ、ページをどういうふう開設するかというところも考えていきたいと思っておりますので、少しだけ猶予をいただけたらと考えているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（1 番 占部 智子君） 何も言わなければ問題ないと思われると思いますので、国の方針だから仕方がないと諦めるのではなく、困るものは困るという意思表示をしていただきたいということをお願いして、以上で全体の質問を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、占部智子議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後 2 時 21 分休憩

.....

午後 2 時 34 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

病院事業局から一部訂正がございますので、これを許します。木村病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（木村 稔典君） 先ほどの石原病院事業管理者の答弁で、実名がありましたので、イニシャルに訂正させていただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後 2 時 35 分休憩

.....

午後 2 時 35 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、浅原賢潤議員。

○議員（2番 浅原 賢潤君） 議席番号2番、新人の浅原賢潤です。よろしくお願いいたします。

町当局におかれましては、これまで地域の防災、消防団活動において、御支援御協力をいただき大変感謝しておるところであります。しかしながら、少し気になることがありましたので、以下の3点を一般質問させていただきたいと思います。

まず1点目、私は地元消防団に所属しておりますが、先日、その地区の消火栓や防火水槽の蓋、バルブの塩害による破損や老朽化が見られ、10か所修理・交換をしていただけたことになりました。しかし、これはこの地区に限らず、町全体でも同様の破損箇所があるのではないかと懸念しております。いざというときに蓋が開かないや、開けることに時間がかかってしまつては、防火設備としての機能を果たせていないと言われても仕方がないと思います。町として消火栓や防火水槽の蓋、バルブ、ホース格納箱といった設備の点検や状況把握などはどのように行っているのでしょうか。

また、地元消防団員の話では、数年前から修理・交換の要望を出していたとのことですが、今回の対応をされたのが今になった理由もお伺いします。

2点目、町内の各分団には軽可搬ポンプが配備されておりますが、これを運搬するものとして手押しの台車や一部では車両もあるようです。これらの配備の違いはどのような理由があるのでしょうか。手押しの台車の場合、火災現場への移動に時間を要し、運搬にも複数名の人手が必要となります。団員全員がすぐに機庫へ集合できるわけではなく、限られた人数の中で迅速に初期消火活動に取りかけられる体制の整備が必要ではないかと考えます。町の見解をお聞かせください。

3点目、消防団の編成について町がアンケートを実施されましたが、その結果を受けて、今後どのように対応を進めていくお考えでしょうか。現時点での町の方針について教えてください。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 浅原議員の防火設備の整備・消防団の体制についての御質問にお答えいたします。

1点目の消火栓、防火水槽、ホース格納箱の点検や状況把握の方法についてお答えをいたします。消火栓や防火水槽等の水防水利やホース格納箱の点検等については、周防大島町消防団管理マニュアルによって規定をされております。水防水利は消防団各分団が計画的に点検を行い、ホース格納箱は地元自治会と消防団が協力して点検を実施すると規定しています。点検の結果、不備があった場合には、総務課に報告をいただき、予算の範囲内で優先順位の高いところから適宜対応することとしております。

このたびの外入地区の消火栓や防火水槽の蓋等の修繕につきましては、以前から要望をいただ

いていたものですが、修繕の内容が比較的軽微であり、使用への支障が少ないとの判断から、他地区における消火栓の取り替えや防火水槽の漏水修繕等、優先度の高いものから順次修繕を行ったために、今年度の修繕となりましたので、御理解をお願いいたします。

2点目の可搬ポンプの運搬方法の違いの理由及び迅速に対応できる体制への町の見解についてお答えをいたします。可搬ポンプの運搬方法の違いについては、平成16年の4町合併以前の旧町における消防車両の配備状況を引き継ぎ、現在に至っていることから、分団ごとに差異が生じているのが現状です。合併以降、消防車両の更新で買い替えをした実績はありますが、購入による新規配備の実績はありません。また、総務省からの貸与や日本消防協会からの交付を受けて、消防車両を配備した分団もありますが、その際の配備先については、消防団幹部会議等で協議・調整のうえ決定をしております。

迅速に対応できる体制につきましては、全分団に消防車両を配備することが理想的な消防団のあり方であると思いますが、財源の確保等、多くの課題があり、実現は相当困難であると言わざるを得ないところでございます。

3点目の今後の消防団の編成についての考え方についてお答えをいたします。アンケートは令和6年10月に消防団の組織及び活動を維持していくために再編が必要かについて、団員の意識や考えを明確にするために実施したもので、全団員の70%を超える回答がありました。アンケートの意見を集約したところ、消防団全体として再編は必要と考える団員は多いものの、自身が所属する分団の再編が必要と考える団員は比較的少ないという結果となりました。しかしながら、一部では団員数が定員を下回り、団員の確保に苦慮している分団も見受けられ、今後、地域の防火・防災活動に支障をきたす恐れもあることから、関係する分団同士が合意のうえで、必要に応じて分団の統合を適宜進めていく必要があると考えております。いずれにいたしましても、消防団の再編に関しましては、消防団幹部会議や支部団会議等を通じて、丁寧な協議・検討を行ってまいります。

○議長（荒川 政義君） 浅原議員。

○議員（2番 浅原 賢潤君） ありがとうございました。

まず1点目のことですが、消防団などが検査をし、要望があがったら修理・改善をしていくというお話でしたが、町独自で、いつ設置し、どれぐらいの期間で破損というような期限を設定して、データベース化などはしていないのでしょうか。お願いします。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいまの浅原議員の御質問で、要は消火栓等の耐用年数という意味ですか。管理は、今現在は行っていないのが現状であります。基本的に、令和7年3月までは本町において、消火栓に関しては防災班で、一応、設置等々を行っておったのですが、今後、消

火栓自体は水道施設の一部という位置づけになりますので、水道管に直接つけるものですから、水道事業との兼ね合いもありまして、設置とか交換に関しては町独自でやることも可能ですが、水道企業団との折衝というのも今後必要になってきますので、そういったことの兼ね合いがあり、一概に町だけでそういうデータベースを持って管理するというのは、今のところ難しい状況にあります。そういったことができるのかどうかも含め、今後の検討課題ということにさせていただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 浅原議員。

○議員（２番 浅原 賢潤君） ありがとうございます。検討課題としてよろしくお願いいたします。

次に、消防施設の修繕・改修は、消防施設整備事業の中から支出されるのではないかと思います。例えば、令和４年度、約２，８００万円の支出がありましたが、令和５年度、約７５万円となっております。かなりの差があると思うのですが、それは要望件数に関係があるのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいまの御質問にお答えいたします。

年度によって予算に差があるのは、前の年に要望を受けたものについて、特に高額になるものについては、緊急性を要しない限り当初予算に計上するというようにしておりますので、年によってそこに差異が生じているという状況でございます。

ただ、緊急を要するものとか、軽微なものについては、その年度に対応できる予算を確保しておりますので、そちらで対応できる場合には対応するというようにしております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 浅原議員。

○議員（２番 浅原 賢潤君） ありがとうございました。

２つ目の質問に入りたいと思います。軽可搬ポンプの件ですが、周防大島町地域防災計画の第２編災害予防計画、第２章防災活動の促進、第１節消防団・水防団の育成強化、第２項育成強化施策１消防団の育成強化（３）消防団の施設、装備の充実を推進するとともに、団員の高齢化に対応し、器具の軽量化を図る。とありますが、この計画、具体的なものはありますか。よろしくお願いします。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいまの浅原議員からの御質問にお答えいたします。

消防団の備品等の整備に関しましては、これまでも定期的に、特にポンプに関しましては、確か２０年だったと思いますけれども、２０年を経過したポンプから、順次、新しいものに変えて

いくということで、計画的に更新は行っているところであります。

また、消防に必要な設備としまして、防火服や、そういったものについても、各分団に適量が行き渡るように随時更新をしているところであります。ただ、先ほどの町長の回答にもありましたように、車両につきましては非常に課題が大きいの、なかなか困難なところであるというところは御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 浅原議員。

○議員（2番 浅原 賢潤君） 車両の件ですが、維持費だったり、もろもろかかるのではないかなと予想はできるのですが、高齢化が進む地区だったり、団員の人数を確保できない地区というところには、やはりそういった車両の配備というのが必要になってくるのではないかなと考えますので、その辺のところをもう1度踏まえ、検討をよろしくお願いいたします。

3つ目の質問に入りたいと思います。これは返答は結構ですが、今、アンケートを取られて、これからというところで、いろいろ聞いてもまだ難しいのではないかと思いますので、要望としてよろしくお願いいたします。地域性などいろいろあるかと思いますが、やはり近くに消防団がいるということは、町民への安心材料の1つにもなるのではないかと思いますので、その辺も踏まえ、しっかりと団員、町の皆様と話し合って、いい方向に持っていけるようによろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 以上で、浅原賢潤議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、7番、白鳥法子議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） オール周防大島町で動いているか。今回、私が提出した一般質問のタイトルです。

本町の役場庁舎は、合併以来20年、町内のあちこちに分散している分庁方式を取ってまいりました。しかし、幸い、今の時代、オンライン会議やチャット機能など、DXツールの発展のおかげで、物理的距離を超えて連携が取りやすい環境が劇的に整ってきていると感じております。しかし、役場内での部署横断の連携は、実際のところどうでしょうか。少なくとも、私がこれまで議員として接してきた中では、同じ庁舎にある課同士ですら、連携や情報共有ができていないという場面を幾つも経験しました。そんな課題を感じましたので、このたびオール周防大島町で動いているかという問いを立てさせていただきました。

様々な分野でその課題を感じますが、例えば、周防大島町では、移住定住促進という重要施策に対して、関係各課が縦割りで動いていないのでしょうか。せっかくよい制度、よい事業を展開し

ていても、それが必要な人、活用してほしい人に知られなければ意味がありません。職員の皆さんはオール周防大島町で動いているのでしょうか。

今回、私がこの質問をしようと思ったきっかけの1つが、今年度、農業分野で新たに予算化された地域おこし協力隊の募集です。令和7年3月の予算審議にあたって、農林水産課から提出されました令和7年度予算説明資料によりますと、東和地区の基盤整備の推進及び柑橘産地の活性化を行いつつ、自身も柑橘栽培技術習得のための研修を受け、将来的には自らが基盤整備に携わった東和エリアで就農を目指し、地域の担い手となってくれる隊員を新たに募集するというものです。

内容を見ると、これはただの就農支援ではありません。隊員は、自らが基盤整備に関わりながら、地域の合意形成にも取り組み、数年後には東和エリアで柑橘農家として定着する、そうした高いマネジメント能力、専門性とコミュニケーション能力を求めるチャレンジングな人材像が描かれています。

しかし、この情報、今現在、誰に届いているのでしょうか。令和7年10月採用を予定しているのに、現時点で担当課からの発信也没有。ほかにも令和7年9月採用を目指す観光分野での地域おこし協力隊は、担当部署のサイトには令和7年6月2日から掲載され、今月末に応募の締切りになりますが、移住を検討する方の多くがアクセスするであろう空家定住対策課のサイトやSNSでは、今のところ一切触れられていないのではないのでしょうか。これは横串が通っていない象徴的な出来事ではないのでしょうか。担当課だけで抱え込んで、ほかの課との連携が薄いのではないかと感じています。

例えば、農林水産課の農業者確保、漁業者確保、空家定住対策課の移住定住者確保、政策企画課が本年度取り組みを始めたふるさと納税を核としたタウンプロモーション事業、ほかにもいろいろありますが、どのような連携を行っているのでしょうか。まだ特に連携をしていないとしても、現在やろうと検討していることがあればお答えください。

次に、各課が行う対外的なプロモーションにあたって、営業のネタをしっかりと引き出しに入れて活用できているか気になる点がございます。

例えば、空家定住対策課が管理する周防大島移住ナビという移住定住情報を集約・発信しているサイトがございます。こちらのサイトは数年前にリニューアルされたトップページを見ると、とてもきれいで見事です。ぜひ皆さんも、いま一度開いてみてください。当初、すてきなサイトができたなとうれしくなっていたのですが、改めて見てみると、人が見えない、そう感じました。真宮島の絶景、旅するチョウのアサギマダラ、周防大島大橋の俯瞰、どれも観光地としての景色であり、島暮らしのリアリティーを感じさせるものではありません。

このサイトのトップに出てくるキャッチコピーは、自然と暮らす、しぜんに暮らす。周防大島

には理想の「島暮らし」があります。キャッチコピーとしてはすてきに感じます。でも、何が自然と暮らすなのか、理想の島暮らしとは、誰のどんな理想なのか。具体的にどんな支援制度があり、どんな人たちが、どんな日常を送っている町なのか。肝心の中身がなかなか見えてきません。

例えば、本町には以下のような強みがございます。町立学校の給食費、保育料、高校生までの医療費、これらの無償化。妊産婦に細やかに寄り添うステージに応じた多様な子育て支援。過疎法・地域再生法による設備投資にかかる税制優遇。地域に根差した教育情報や学童の運営。多様な介護施設やサービス。これらの情報は、移住を検討している方々にとって決定打となり得る要素です。なのに現在、それが点で存在し、面で伝わっていない。いい施策をやっているのに知られていない。これが何よりもつたいないと感じます。情報の見せ方、編集力が欠けているのではないのでしょうか。移住して定住するということは、ここで暮らしていくということです。ここで5年、10年、20年と暮らしていく将来が想像できるような情報が求められていると思います。

そこで、いろいろな部署が行っている住民に対する様々な支援事業、空家定住対策課をはじめとしたプロモーションを行う部署は、それらを全てしっかり把握して、適切な方に適切なタイミングで情報が提供されているのか。そういった体制があるのか、伺います。

また、本町の移住定住施策は、空家定住対策課以外にも複数の部署が担っていると考えます。それぞれターゲット像があると思うのですが、例えば、農林水産課による農業や漁業の担い手候補を呼び込み支援する事業は、Uターンがある意味大きなターゲット層だと思いますし、何歳ぐらいから就業して、何年ぐらいは担い手として活躍してほしい、そういったビジョンがあるのでしょうか。地域おこし協力隊を募集する部署ではどんな人材を求め、最長3年の任期の後のその人の暮らし、定住まで関わる中長期戦略として認識を持たれているのでしょうか。そして、何より役場の職員募集も、見方によっては大きな移住定住促進のコンテンツであるという認識が現在持っているのでしょうか。そういうことを考えあわせまして、それぞれの施策がターゲット層を明確に持ち、プロモーションに関わる部署に共有、お互いに連携ができていますでしょうか。それを伺います。

とはいえ、日々の業務の中で、自分の担当する仕事がどんな未来につながっているのかを想像しながら取り組んだり、部署間の連携がいきなり劇的に変わるということは大変難しいということもよく分かりますが、今、実は絶好のタイミングが来ていると思います。

今年度、周防大島町は総合計画の後期基本計画と総合戦略を策定することになっております。町の未来に向けた大きなビジョンを、再び町全体で描く作業と考えております。この機会を単なる文書作りで終わらせては絶対にもつたいないです。策定作業を通じて、各部署が共有できるビジョンを明確にし、自分の業務にどう紐付いているかを理解する場にすべきです。

そこでお尋ねしますが、総合計画と総合戦略の策定に各職員はどのように関わっていく予定な

のでしょうか。それぞれの担当部署が担当するページだけを見て、時点修正するだけに終わるということを大変懸念しております。今後どのように進めていくのか、大変気になるので、その点をお伺いいたします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 淨孝君） 白鳥議員のオール周防大島町で動いているかの御質問にお答えをいたします。通告のとおりお答えをしまいたいと存じます。

行政組織の縦割りには、メリットとデメリットがあり、デメリットをいかに解消していくかは、行政組織の課題であると認識をしております。DXの推進は、この課題を解決していく方策の1つではありますが、職員一人一人が役場全体をワンチームとして意識し、第2次周防大島町総合計画に将来像として掲げています、人と自然が響きあう 笑顔あふれる安心のまち 周防大島～私たちの たのしい すみたい いきたい島～の実現に向け、同じベクトルを持ち、日頃から連携して業務に取り組んでいくことが最も大切であり、これまでも全庁的に連携し、多岐にわたる取り組みを進めてまいりました。

移住定住の視点での具体的な連携につきましては、本町への移住を希望する方の移住後の住居や、なりわい、日常生活などの様々な相談に対して、まずは空家定住対策課の担当者が対応をしておりますが、農業や漁業への従事を御希望であれば農林水産課へ、商工業を御希望であれば商工観光課や商工会等へおつなぎし、その後も随時、情報共有し、連携して対応をしております。また、子育て世帯へは福祉課や教育委員会等の情報も提供しております。

各種のプロモーションにおきましても、移住を希望される方が知りたい、または知っておくべき各種の移住支援事業や制度・サービス等を整理し、それら町の情報をホームページやInstagramの周防大島移住ナビなどを活用し、日々発信するよう努めております。

しかしながら、まだまだ不十分な点があるかと思っておりますので、より綿密に各関係各課の連携を強化し、常にブラッシュアップするよう心がけてまいります。

また、それぞれの部署がターゲット層を明確に持ち、部署を超えて課題を共有し、ワンチームとなって協力し合い、先にお示しをしました総合計画に掲げる本町の将来像を実現していくことが必要であると考えております。

次に、本年度末で第2次周防大島町総合計画前期基本計画の期間を終えることから、本年度中に後期基本計画の策定を行うことについてでございますが、策定にあたっては、役場内に周防大島町総合計画策定委員会を設置し、組織横断的に計画を策定し、必要であればプロジェクトチームを設置し、幅広く職員を参画させていくこととしております。また、計画内容につきましても、単なる担当課それぞれの時点修正ではなく、前期基本計画の内容を精査し、状況の変化に対応し

ていく内容にするための修正などを行ってまいります。

各部署の事業が他部署の事業にどのような影響を及ぼすか、そのほか波及効果などを検証しながら、他部署との調整・情報共有等を行い、さらに連携しやすい体制を整えることができるような計画の策定に努めてまいります。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 御答弁ありがとうございました。

ワンチームとして取り組んでいくことは既にやっているというお話での回答だったかと思います。ただ、現状が見えてこない部分があり、積極的に見るようにしている立場からしても、そんなことになっていたのかということがよくあるというのが現状でございます。

実際、先ほどあげたような、今年度、取り組みを各課がするような、農業者にしても漁業者にしても移住者ということになって、一部は移住者、中の人もありますけれども、そういったことになってこようとは思いますが、各課がどんなスケジュールでこの事業を展開していくかということとを、その取りまとめが空家定住対策課になるのかどうかということもございしますが、どこかで、その情報共有をしっかりと、例えば、今月はここがプロモーションに行くけれども、今後ここが募集予定であるからそれも宣伝してきてほしいとか、そういう具体的な事業の進め方について連携をするための体制というのがあるのかどうか伺います。

○議長（荒川 政義君） 神戸空家定住対策課長。

○空家定住対策課長（神戸 和雅君） 白鳥議員の各課の連携を取りまとめていくような仕組みがあるのかどうかという御質問にお答えいたします。

空家定住対策課では、移住定住の御相談を受けた際に、その対応を、まず第一に空家定住対策課でさせていただいております。その際に、要望を聞きながら、各課につなげていくという体制を取っております。先ほどの御質問にありました、いろんな移住フェアだとか、そういったところにも、全部ではないのですが、農林水産課と一緒にタッグを組んで行ったりとか、今年は介護保険課ともタッグを組んで行こうということにもなっていますし、随時、各課に相談しながら取り組んでいるところでございます。

ただ、日常的に、組織的に、きちんとそれがあるかというと、そこら辺はどうかということころはあるので、もっとしっかり日頃から連携が取れていくような体制づくりに今後していきたいと思っております。しっかり検討して、実施できるようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 実際にフェアに行くというときの準備ももちろんですけども、日頃から情報を共有していくことで、こういう構成でプロモーションができる。そういった提案

のパターンが、日頃から情報を集めておくことで相談しながらできるのではないかと考えております。ぜひ今後、人が代わったとしても、そういった仕組みがあればスムーズに動いていけると思うので、御検討いただきたいと思います。

また、私が今回の質問をしようと思ったきっかけになったのが、地域おこし協力隊ということだったのですけれども、恐らく、今見たところでも、周防大島移住なびの、例えば求人情報にも現在掲載されていないと思うのです。地域おこし協力隊を募集するということは、新年度予算案が出た段階で分かるところでございます。どのようなスケジュールでやっていくべきかということや、どういったところに向けて発信をしていくのかということ、予算を編成した段階から既に調整はできると思うのですけれども、予算が議会で可決されたとともに動き出せるものだと考えておりますけれども、現在、既に募集中で、もうすぐ締切りがまいりますけれども、観光系の地域おこし協力隊について、また、今後募集がされるであろう農業系の地域おこし協力隊について、どのような方法で発信していくのか。空家定住対策課で発信する予定はないのか、その辺りについてお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 地域おこし協力隊の募集方法について、今、うちにある周防大島移住なびにすら載っていないというところで、このことについては少し課題があるのかなと感じます。これについては、ホームページとか、こういった周防大島移住なびのサイトだとかというものを有効に活用することは重要なことだと思いますので、これは定住にかかる話だけではないと思いますが、役場全セクションの関係のそういった内容というものは、そういった発信ツールを活用してもっと広く広めたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） ぜひ、そのように働きかけをしていただくのはもちろんですけれども、働きかけをしたからといって、もちろんすぐ進むわけではないと思うので、例えば広報担当がいいのか、空家定住のネタであれば空家定住対策課がいいのか分かりませんが、発信するぞという視点を持った方が、各課の事業を常日頃からチェックしておいて呼びかけるというところから、恐らくスタートすることなのではないかと思うので、ぜひそのような働きかけのやり方というのともあわせて御検討いただけたらと考えております。

また、うちの町には、先ほどもおっしゃいましたように、相談があったら、その人のニーズに応じて細やかにどこの課を紹介するであるとか、施策を紹介してつないでいくということがあるのは大変いいですし、個人個人の実情に寄り添ったサポートができているというところは、私も重々感じているところではございます。

しかし、それは既に周防大島に来てみて、ここに住んでみたい、じゃあ具体的にどうすれば

いいだろうという、ある程度、やる気になった人に対しては、そういう細やかなサービスが提供できるという体制かとは思いますが、では前のめりな営業ができているかというところ、そこに少し疑問があるということで今回質問させていただいたというところなんです。

数ある自治体が、かなりの力を入れて移住定住対策を現在しているところではございますが、やはりいろいろな自治体のサイトでありますとか、移住施策を拝見していますと、おそらく周防大島町がいいなと思って来る人もいれば、どこがいいだろうかと、比較検討してここにしよう、行ってみようかと絞っていくというのが、ある意味一般的なパターンではないかと思います。そのときに、かなり深掘りしないと、自分の生活スタイルを展開していく中で、どんなサービスがあるのかないのか分からない。詳細は聞けばいいのですが、こういうのがありますというのは、先ほどキャッチコピーの中で、周防大島には理想の「島暮らし」がありますということが想像できるようなコンテンツが、かなり向こう側からこっちに寄ってこないという体制に、今あると思いますので、ぜひこちら発信の、もう少し分かりやすい情報へのアクセスの展開というものをぜひ検討いただけたらと思っております。

例えば、今回見た中で、お隣の広島県の世羅町では、移住というよりも、ここで暮らすというコンセプトで移住定住のサイトが構成されているように拝見しました。こちらでは働くという項目の中に、本町ではハローワークに提出するような紙のPDFが載っているだけですが、こちらでは就農支援や事業を起こす企業支援の情報も掲載されておりますし、就業の参考になるであろう地元の企業を紹介するような動画も配信されております。具体的な仕事のイメージが湧くだけでなく、この町で働き、暮らしている人たちの様子も垣間見れて、これは大変いいなと思いました。ぜひ、皆さんも見てもらえると思いますけれども、こういったところが積極的にそういう情報を発信しているか、どのような方法でやっているかということ、調査研究を進めていただきたいと思いました。

また、総合計画について、今、お伺いして、少し期待を感じたところではございます。町の役場内に策定委員会を設置して、横断的に、必要な場合はプロジェクトチームも設置して幅広く職員を参画させていく。そういったことと、また時点修正だけではなくて、社会変化も大変大きいので、そういったものに対応していくようにするというような御計画だとお伺いして、少し期待をしているところでございます。

先日来、この計画等の策定を支援する事業について、早速、プロポーザルの応募がウェブ上でも実施されておりました。既に先日締め切られておりますが、このときの仕様書をざっと見ますと、関連データの収集分析、町民アンケート、町長へのインタビューなどございました。案の策定にあたっては、こういったものを基に、庁内での策定委員会で検討を進めていくと理解しておりますが、このときには本当に部署を交えた対話というものが大変重要になってくると思いま

す。

今回、質問に取り上げさせていただきました移住定住施策を例にすれば、誰を呼び込みたいのか、どんな暮らしを共にしたいのか、そのために何を、どの部署が担うのか。これらを徹底的にすりあわせることで、初めてオール周防大島町として動く素地ができると考えます。事務局となるのは政策企画課と認識しておりますが、こちらの課に伴走支援いただく委託業者には、資料作成よりも町内のそういった対話のファシリテーション的なことにも力を入れてほしいと考えております。これが総合計画策定というものを1つの契機とした、今後の周防大島町役場に必要な改革の1つの装置になるのではないかと考え、期待しているところでございます。

私は、今回、あえて移住定住を切り口に一般質問をさせていただきましたけれども、本質的に聞きたいのはそこだけではもちろんございません。先ほど木谷総務部長からもございましたように、あらゆる分野について言えることかなと思っております。町が打ち出すどんな施策も、単独の部署だけで完結することはないと思います。そして、その一つ一つが町の未来の形をつくっていくパーツだとも言えると思います。一人一人の職員が、自分の業務が町のどんな未来につながっているのかということを意識して、私の仕事は町のビジョンの一部だと誇りを持てる、そんな役場であってほしいと願っております。それができれば、地域おこし協力隊募集の発信も、農業の担い手育成も、移住定住も、もっと本気で伝えられると思いますし、実際に動けるようになるのではないかと考えます。それがオール周防大島町なのだと思います。

現在、限られた職員数の中で日々の業務をされていることは重々承知ではございますが、そのような横断的な取り組みというのを本当に進めていかなければならないというのは、今回に限らず、様々な議員が様々なタイミングで提議をさせていただいているところでございます。

実際に事業を企画実施する事業課が横連携を率先して取って行って、情報集約、編集、発信するというのが大変だということであれば、例えば、移住定住に関して言えば、以前のように協議会というような形を組織しまして、事務局を空家定住対策課に置くなどすれば、民間の力も借りながら、横連携がさらに取りやすくなり、情報発信効果も増すと考えられるのですが、今後、こういった協議会のような形式というものを御検討もされたいのではないかと思います、現時点でのお考えをお聞かせいただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 白鳥議員の御質問というか、そういった協議会を立ててということであります。先ほどから、白鳥議員の質問の中で、移住の方に、移住定住に重きを置いて御質問をいただいたと思います。私は、移住の方も大事、ずっと住んでおられる方も大事と思っていますので、移住の方をしっかりと呼び込んでいくことはもちろん大事なことで、力を入れていかなければならないのですが、また、今いらっしゃる皆さんの生活の充実もしっかりとかなえていかない

といけないと思います。

そのようになったときに、やはり職員の皆さんの仕事がどんどんハードになっていく。それをいかにもうまくやっていくかということに我々は注力をしていかなければいけないと思っていますので、役場で、この移住定住のサポートをどんどんやっていく、これはもちろん大事なことで、これはうれしいこと、楽しいことでもありますので、どんどん取り組んでいけばよいと思っています。それだけではなくて、やはり役場だけではなくて、先ほど白鳥議員もおっしゃいましたけれども、民間の皆さん、例えば観光協会であったり、商工会であったり、各種団体の皆さんのお力をいただきながら、みんなで移住を希望される方に提案をしていくことも考えていくといいと思っています。

やはり人と人がつながっていくということが、この周防大島の魅力を発信していくこと、よさを分かっただけでいいことだと思いますので、今、空家定住対策課をはじめ動き出しています。その中で、やはり今まで協議会という形でやっておりましたけれども、今、少し小さくなっていますけれども、これからどのような形が良いかをしっかりと考えて、移住をしたい、この周防大島に魅力を感じるという皆さんに、しっかりと情報提供、そして攻めていけるように努めていきたいと思っています。

それと同時に、今、移住をされてきた皆さんもかなりキャリアを積んでこられた方もいらっしゃいます。もう町内でリーダーシップを取って活躍をされていらっしゃる方もたくさんいらっしゃいます。そういった方も、ぜひとも新たな縁を広げていただいて、新たな周防大島に移住をしたい、住んでみたいという方をもっともっと呼び込んでいただけるとうれしいと思いますし、それが地域の活性化になっていきますし、これまでずっとこの地で頑張ってきた方にとってもよい刺激、楽しい町になっていくと思っていますので、住民の皆さん、外から来た人、中にいる人等、もう関係なく、皆さん住民の方だと思いますので、そういった目線で町としては取り組んでまいりたいと思います。協議会ということもしっかりと考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

あと1つ、今、庁内で取り組んでいますのが、私が移動町長室というので取り組んでいます。例えば、指定管理の案件について、ちょっと協議をしたいというときに、私、また副町長と一緒に久賀庁舎に行って、そして商工観光課の皆さんと、皆さんにこちらに来てもらうときは部長が多いのですが、課のみんなと話す。必要があれば、農林水産課の方来てくださいとか、そういったこともできる。横のつながり、そしてまた情報をしっかりと共有していくということが大切だと思いますので、そういった取り組み、横連携もしているというところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 御答弁ありがとうございました。

今の前半のお話をまとめると、職員も大変なので、それぞれ民間で活躍されている団体であるとか、個人もいらっしゃるの、そういったところと連携しながら、移住政策は協議会も検討の1つにしながら、力を借りながら進めていこうということだったと受け止めたので、大変期待をするところでございます。

移動町長室という事例を御紹介くださいましたけれども、そこで吸い上げた現場の意見というもの、ぜひまた持ち帰ってよそにつなげていくというのも、行った後の町長、副町長の仕事になってこようかと思うので、ぜひ積極的に、移動町長室が横連携のハブになるような動きということも期待しておきたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 以上で、白鳥法子議員の質問を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了しました。

本日は、これにて散会をいたします。

次の会議は、6月27日金曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（岡原 伸二君） 御起立願います。一同、礼。

午後3時28分散会
